

# 総務常任委員会要点記録

日 時： 令和元年9月12日（木）  
午前10時00分～午後2時43分  
場 所： 第1委員会室

出席委員 (7人)	委員長	松田 だいすけ	副委員長	板橋 茂
	委員	安齊 きみ子	委員	しのづか 元
	委員	藤條 たかゆき	委員	あらたに 隆 見
	委員	折戸 小夜子		

出席説明員	企画政策部長	藤浪 裕 永	企画課長	田島 元
	行政管理課長	小柳 一成	資産活用担当課長	松田 隆 行
	広報担当課長	尾崎 ゆかり	財政課長	磯貝 浩 二
	総務部長	渡邊 眞 行	総務契約課長	櫻田 芳 恵
	人事課長	本多 剛 史	防災安全課長	城所 学
	市民経済部長	鈴木 誠	納税課長	岩本 俊 行
	市民課長	片岡 千 晴	経済観光課長	宮崎 武
	プレミアム付商品券担当課長	伊野 勲		
	環境政策課長	佐藤 彰 洋	公園緑地課長	長谷川 哲 哉

## 案 件

	件 名	結 果
1	第94号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
2	第95号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について	原案可決すべきもの
3	第96号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
4	第97号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決すべきもの
5	行政視察について	決定
6	特定事件継続調査の申し出について	決定

## 協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	多摩市職員定数条例の改正について	企画課・人事課
2	「多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例」の一部改正について	行政管理課
3	多摩市行財政刷新計画（平成28～31年度）平成30年度の達成状況について	行政管理課
4	RPA実証実験の結果報告について	行政管理課
5	多摩中央公園の改修及び改修後の運営手法の検討について	行政管理課
6	市と学校法人日本医科大学との確認書の見直しについて	行政管理課
7	「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（各論）」の時点修正について	行政管理課
8	学校跡地施設について	行政管理課
9	令和元年度 シティセールス推進事業スケジュールについて	秘書広報課
10	森林環境譲与税の使途と今後の対応について	財政課・環境政策課
11	多摩市公契約条例に係る審議の状況等について	総務契約課
12	「窓口業務の見直し方針」に基づく、令和元年9月からの取り組み状況について	市民課
13	特定生産緑地の指定の進捗状況について	経済観光課

14	プレミアム付商品券事業の状況について	経済観光課
----	--------------------	-------

午前10時00分 開会

松田委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただきます。

日程第1、第94号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 では、第94号議案多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてということでもよろしく願います。本件については、国のいわゆる番号法の改正により番号利用事務に子ども・子育て支援法による政策等利用給付会計事務などの事務が追加されたことを受けて、新たに市の事務において情報連携を行う必要があるものについて条例に規定を追加するものである。詳細については行政管理課長から説明させていただきます。

小柳行政管理課長 今、部長から4つの事務とご説明をさせていただいたが、子ども・子育て支援法による施設利用給付が1つ目である。災害対策基本法による罹災証明書の関係事務が2つ目。3つ目が母子保健法に係る母子健康包括支援センター事業の関係の事務。4つ目が新型インフルエンザ等の予防接種関係事務。この4つのことが番号利用事務に追加されたことでの番号法の改正があった。それによって本市の条例を改正させていただくわけであるが、具体の改正内容については新旧対照表で説明させていただければと思う。

新旧対照表で言うところの3ページ目からが本条例についての改正になるが、左側が改正後になる。一番左下のところを見ていただければと思うが、別表第2、第4条関係と書いてあるが、条例の別表第2というのは、国の定める番号利用事務で庁内連携を規定する項目となっている。表が3つに分かれているが、一番左側に機関、2番目に事務、3番目にその連携をする特定個人情報と書かせていただいているが、左から2つ目の事務の

ところでは、ページで言うと6ページ目の最後から7ページ目のところ、項番20の母子保健法のところで、番号法の規定が変わることから、その番号法の文言をそのまま引用させていただいている部分なのでこちらが変わるといったところが一つと、同じく8ページ目の項番で言うところの27番の文言も番号法の規定をそのまま引用しているところであるので、子育てのための施設利用給付という文言が加わったその番号法の規定をそのまま引用する形での条例改正となる。

左から3つ目の番号利用事務、利用する特定個人情報というところについては、改正内容が多くなっているが、例えば7ページ目の項番23のところをごらんいただければと思うが、事務としては中国残留邦人の関係の事務の中では、先ほど追加された4つの事務それぞれで庁内で連携を図る可能性があるというところで、先ほど申し上げた4つの事務全てについて追記するようになっている。

一方、例えば1ページ戻っていただいて、6ページの項番の15のところを見ていただくと、母子及び父子並びに寡婦の福祉法に係る貸し付けの関係であると、庁内で関係する事務は4つの事務のうちの罹災証明だけだろうということ、1つだけを追加することになっている。関係所管課と調整の上、庁内連携をする事務についての追加をさせていただく内容となっているところである。

松田委員長            これをもって説明を終わる。

                              これより質疑に入る。質疑はあるか。

安斉委員                子ども・子育て支援法にある施設等利用給付関係事務であるが、これは具体的には例えばそのお子さんが利用されている保育所に入るにしても、またこれから無償化のこともあるのかもしれないが、いろいろなときにその保育園を利用する。そうすると、そこにいわゆる所得証明、さまざまな書類の手続があるわけであるが、結果的にはそういったことをいわゆる個人番号、マイナンバーとも言うのかもしれないが、それを使って処理を、特に途中から他市から移ってきた場合、そういったときに本来ならば取るべき所得証明等をいわゆるマイナンバーを使って市が把握し、速やかに事務処理ができるということを意味しているのかどうか、まず伺いたいと思

う。

小柳行政管理課長 今ご質問いただいたとおり、庁内で連携をとることによって提出いただく書類などの省略を図り、手続の利便性を図るところでの手続と理解している。

安斉委員 それは保護者にとっては非常に利便性が高まることではあるのだが、これまでも何度かいわゆる特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の改正は、本当に毎議会ごとに行われてきた。そのたびに私たち共産党、前は大きくま議員と二人でやっていたが、確認をしていたわけであるが、いわゆる庁内利用、最低他の自治体との連携はあるかもしれないのだが、それ以上に広げた活用の仕方をするのかしないのかを問題にしてきたことがあると思うが、これはやはり個人情報保護の関係からだと思うが、その点については今回はどのようなようになるのか。

小柳行政管理課長 今回の条例改正の中では、条例別表第2は庁内連携の規定。最後のページのところで、条例別表第4があるが、こちらも庁内連携の規定であるので、多摩市と他の機関との連携という規定ではないと理解している。

安斉委員 ただ、今回少し危惧するところもあるのではないかと思う。例えば4項目だったが、その中にインフルエンザのことが出ていたのではなかったかと思うがそのあたりについてはどのようなようになるのか。

小柳行政管理課長 インフルエンザのところについてであるが、予防接種したか否かという情報が市のほうで管理できるところかと認識しているが、その他具体的ものが、番号法自体の法別表第2の主務省令がまだ出ていないので、細かい規定がまだ正直把握できていないのが実情である。ただ、それ以外のところでの、庁内以外での連携が生じるような項目ではないと理解しているが、主務省令第2が出たときに改めてまたその辺をお知らせできればと思っているところである。

安斉委員 国が出す主務省令がはっきりしなくて、後々でまた多摩市の条例を変えていくようなことはこれまでもあったわけである。今回もいわゆる上部の法律の改正に伴っての市の条例改正で、本当必要最低限のところを各所管から出していただいたのかなと思うが、ただ、市長の口述書の中に、今度の条例改正がいわゆるデジタル手続法のことにも触れて提案されている。

これは5月にできた法律であるが、私は、今回具体的にはこの条例の中に出てはこないが、それを受けているというようなことでは、心配なところがあるので確認したいが、例えばデジタル手続法、マイナンバーカードを取得し、促進するために、最初は番号通知が郵送されてくる。私も今それは手元に持っている。ところが、現在の紙製の通知カードを廃止して顔写真つきのカードを持たざるを得ないようにしたことが一つと、それから、政府はこれまでも個人情報保護のために厳格な安全対策を講じていると、高いセキュリティーを確保したとか、利用時には暗証番号が必要になるから他人には使えないとか宣伝してきたのだが、このデジタル手続法では暗証番号入力を要しない方式で利用できる方法を入れ込んだと私は受けとめているが、はっきり言って個人情報保護の後退かと思うが、その点についての認識を伺いたいと思う。

小柳行政管理課長 今回のデジタル手続法の改正に伴って、今回条例改正に反映させていただいている項目が、そのデジタル手続法の公布に伴って、先ほど申し上げた事務のうちの罹災証明と母子健康包括支援センターの規定と新型インフルエンザのものが変わったというところで今回の条例改正に関連しているだけであり、その通知カードの省略を本市の条例に反映するところではないというのがまずある。一方で、通知カードの廃止が可能になるような規定が盛り込まれたことは存じ上げているが、その後例えばカードを強制的に取得しなければいけないようになるとか、どのように対応するのかについての詳細まではまだ通知されていないものと理解している。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

安斉委員 第94号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定については、法律の改正に伴うもので、条例改正は法律の整合性を図ることから必然性がある。可決ではあるが、個人番号の扱いについては大変心配である。近年個人情報流出が問題になっている。ことしに入ってからファイル転送サービス

宅ふあいる便において顧客情報約480万件が外部流出したほか、企業の顧客情報流出やイオンカードの不正ログインによる総額約2,200万円の不正利用も確認されている。また、昨年2月には横浜市鶴見区役所でマイナンバーカード78枚と交付用端末パソコン1台が盗まれる事件も起きており、マイナンバーの情報漏えい事件も年々ふえており、個人情報保護が課題となっている。今度の5月通常国会で行政の事務や業務に用いる情報を紙からデジタルデータに転換し、オンライン化を原則とするデジタル手続法を成立させた。今回の条例改正もその流れを受けているかと思っている。デジタル手続法ではマイナンバーカード取得を促進するために番号通知の際に郵送される現在の紙製の通知カードを廃止して顔写真付きのカードを持たざるを得ないようにしている。先ほども少し話したが、個人情報保護の面では後退させた一面がある。政府が国民一人一人に生涯変わらない番号をつけ、さまざまな分野の個人情報をひもづけして利用できるようにすること自体、プライバシー権の侵害の危険を持つ重大な問題である。本来は個人番号制度は廃止すべきだと考える。利便性の名を借りて、これほどまでに個人番号が広く使われることに大変危惧を感じる。個人情報保護の観点からも、また政府が一手に国民の情報をつかめる立ち位置にあることから、個人番号の活用は慎重にすべきである。庁内での情報連携、他自治体との情報連携についても十分に個人情報保護に徹することだと考える。以上、意見をつけて可決とする。

松田委員長           ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長           意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、可決すべきものという意見が1名である。よってこれより第94号議案 多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものことに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長           挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。



続いて日程第2、第95号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長 今回お願いする条例であるが、こちらについては新たに制定するものであるので、その概要について人事課長よりご説明をさせていただきたいと思うのでよろしくお願いします。

本多人事課長 それでは、お手元の条例案をごらん願う。本条例については、第1条から第31条までで構成されている条例である。本件については、令和2年度、令和2年4月1日より会計年度任用職員という職が設けられる。これは現在ある非常勤職員がこの会計年度任用職員に移行するという内容である。その任用、また勤務条件について定めた条例となる。

まず第1条については、この条例の趣旨であり、改正後の地方公務員法の第22条の2第1項第1号に掲げる職ということで会計年度任用職員が位置づけられて、その任用勤務条件について必要な事項を定めるものである。第2条が業務として、新たな会計年度任用職員の方については、(1)に掲げる専門スタッフ、専門的知見に基づく業務と、(2)の補助スタッフ、常勤職員が行う業務の補助的な業務ということで、2職種を設けたいと考えている。第3条が職種であり、会計年度の職種は別表のとおりということで、後ろのほうに別表があり、職名と月額報酬、また時給の職の方についてはその報酬額が定められている。

戻っていただいて、第4条であるが、任用期間である。こちらは採用の日が属する年度の末日までということで、一会計年度内の任用となる。第5条が勤務時間であり、勤務時間については1週間当たり30時間以内、1日当たり7時間30分以内ということで、こちらは現行の職種で一番長く1日の勤務時間を働いている方に合わせた形にしている。第6条が超過勤務であり、超過勤務ができるというような規定である。第7条が年次有給休暇であり、任用した当初は20日間を超えない範囲内で有給休暇を付与するということが定められている。第8条が病気休暇、第9条以降が特別休暇で、年次有給休暇以外の特別休暇以外の特別休暇を定めていて、その名称についてはそこにあるとおりである。第10条以降が介護休暇、ま

た育児休暇などを定めている。

それと、少し飛んで第18条、31ページになろうかと思う。第18条は報酬の定めであり、会計年度任用職員の報酬については、別表に定める報酬の支給単位ということで、先ほどの別表のことをうたっている。その下に(1)から(3)までであるが、これは年次有給休暇や病気休暇、または特別休暇の有休の休暇をここでうたわせていただいている。それと第2項については、こちらが月額で報酬が定められている職員の方についての経験加算制度を述べさせていただいている。千円を単位として1万円を限度に昇給していくと、加算していくことをここでうたっている。次の第3項が、報酬が時間で定められている方についてであり、こちらも職務加算制度ということで10円を単位として百円を限度に加算していくことをここでうたわせていただいている。

また飛んで33ページの第22条をごらん願う。期末手当についての条文であり、こちらで新たに非常勤職員の方に期末手当を支給できるということがあったので、その条文である。6月1日と12月1日の2回に分けて期末手当を支給することを、ここで条文としてうたわせていただいている。それ以降が、勤務時間の集計、あと旅費の関係、また通勤費ということで、こちらは今嘱託職員など非常勤の方に支給しているものと同じような内容をここでうたわせていただいている。最後、別表のところであるが、先ほど申したように専門スタッフということで、現在の嘱託職員の方がこちらの専門スタッフに該当して、月額報酬ということで支払いを考えている。なお、金額については、今現在の報酬額と同等の報酬額ということで考えている。

めくっていただいて38ページには、補助スタッフの方の報酬額。時給単価となるが、そこにある職種の方についての支給額をうたわせていただいている。なお、この表の真ん中のところに第18条第3項の規定による加算という列があるが、対象とする・しないという表記がある。対象とするのは経験加算がある方、対象としないのは経験加算がない方である。ないとされている職については、かなり短い期間の職の方であり、現行も昇給制度がないということである。同様なことで運用していきたいと考えて

いる。

なお、別表の中にある職であるが、まだ幾つか職として盛り込んでいないものがある。教育委員会の職であり、学校事務、それと教育活動指導員ということでピアティーチャーの方、それとスクールサポートスタッフの方、部活動指導員の方ということで、こちらの方も今後職務内容や時給または月額報酬を整理して、12月の議会でもた別表の改正をしたいと考えている。

松田委員長        これをもって説明を終わる。

                      これより質疑に入る。質疑はあるか。

しのづか委員      今るご説明いただいた。今議会においてはいち議員や齋藤議員がこのことについて質問をしたので大体概要については理解しているが、まず多摩市として、これ国が制度改正をしたことでこういった会計年度任用職員制度ができたと思うが、多摩市としての狙いについてはどのような考えなのか。

本多人事課長      今回の改正は、地方自治法の改正、地方公務員法の改正があるので、その改正にのっとった形にはするということであるが、多摩市としては、これまで非常勤職員の方について、行政サービスの担い手ということで現場の最前線に立って仕事をしていただいていた。今後も職員がなかなかふやせない中では、非常勤の職員の方は大きな戦力と考えている。その中で今回は待遇面の改善も大きな柱であるので、処遇の改善、またそれに付随する休暇制度の充実ということで今後ますます非常勤の方が働きやすい、長く多摩市に勤めていただけるような制度にして行政サービスを担っていただくというようなことで考えている。

しのづか委員      この制度は全国一律ではなく国による制度設計、あと地方自治体に委ねられている部分もあると思うが、例えば多摩市として独自に制度設計した部分はどのようなところなのか。

本多人事課長      大きく2つあるかと思う。まず1つは、先ほど申した職務加算制度ということで昇給制度を設けさせていただいている。これは従来からあるものであるが、やはり一定年数経験を重ねた方についての、その経験に応じた昇給ということで、嘱託職員の方には年1,000円、そして1万円を上

限ということで加算をしている。また、非常勤一般職の方については年10円で100円加算ということで、これは他の自治体ではあまり導入していない、多摩市独自のものかと考えている。

2つ目が、休暇制度であるが、休暇については有給か無給かということがあろうかと思う。既に東京都が会計年度任用職員の条例化を終えているが、そこと比べて多摩市の場合はある程度有給の休暇が多いということで、そういった面では休暇を取る方についても安心して休暇が取れるような勤務条件をある程度整えた状況かと考えている。

しのづか委員　今お聞きしたようにもともと職務加算については、この制度ができる前から多摩市はきちんと考えて制度設計していたということで、ここについては引き続き制度が変わってもやっていただく、あと休暇についてもほかよりも手厚くということで、私はいいのではないかなと思うが、1点、先ほど課長の説明でもあったピアティーチャーや部活動指導員、スクールサポートスタッフ、学校事務といったところが今回の制度設計の中での別表の中には載せられなかったということであるが、この載せられなかった理由について伺いたいと思う。

本多人事課長　先ほどの学校事務、ピアティーチャー、スクールサポートスタッフ、部活動指導員と4職種あるが、まず学校事務であるが、今現在非常勤一般職ということで時給で申すと1,110円という時給単価で働いていただいている。一方で、同じ職場の中には東京都の事務の方もおられるが、今後都の事務の方が、正職ではなく都の支援員ということで非常勤の方が働いているが、その方の報酬が月額報酬であるが19万4,400円で、時間単価に直すと1,568円ということで400円開きがあるというような実態が今ある。そうしたことから、市事務の方が都事務のほうに流れて行くことが懸念されるので、その点、時間単価についてどういう設定をしているのか調整に少し時間を要したことが1点ある。それと、ピアティーチャー以下スクールサポートスタッフの方についても、これまで平成18年度からの運用をさせていただいているが、職務内容や報酬が今のレベルでまた継続して雇用ができるのかが大きな課題としてある。そういったところの整理を会計年度任用職員の導入に合わせて整理していく必要があるだろ

うということで、その金額設定や職務内容の整理といった点で時間をいただいているような状況である。

しのづか委員 1点確認であるが、この整理はいつ終わるのか。

本多人事課長 今後12月議会に向けて今考えているので、11月12月で整理したいと考えている。

しのづか委員 なるべくきちんと合意形成をとりながら速やかに入れられるようにしていただきたい。実はこれ斎藤議員と私、同じ部屋でいろいろと日常的に意見交換しているが、本人は自分のことだからなかなか言わなかったが、彼は10年間ピアティーチャーとして勤務している中で、実は働き方としてはピアティーチャーだけでは生活できず、ピアティーチャーのあいた時間を今度はバイトで埋めていく、それでやっと1カ月生活するための給料を得て生活していたという経験を話してくれた。やはりこのピアティーチャーなどにしても、いろいろな働き方があると思う。パートであいた時間でやっていただいているピアティーチャーの方もいるし、彼のように将来教師になるための前段階としてのピアティーチャーとしての就労もあると思うので、その辺きちんと考えて、ピアティーチャーの場合は非常勤特別職で、非常勤一般職でもないというのがおととい明らかになったが、そういった安定的な雇用も考えながら、これは制度というよりは運用面だと思うが、今学校に全て任されてしまっている。学校の学校長がどのようにピアティーチャーを配属していくかを決めていて、しかも予算も一つの学校で限定して行っているのです。そういう継ぎはぎのような働き方ができないところがあるので、そこは今後の課題としてきちんと整理していただきたいと思う。

それともう一つ、これは私が1期生のころであるから十数年前になるが、業務委託の公務労働者にも同じことが言えると思う。今回非常勤一般職や嘱託についてはこういった形で整理ができた。だが、公務労働をしている民間事業者の労働者の方も市内には多くおられるわけで、その中で私がそのときに提案をさせていただいたのが、ごみの収集運搬の委託業務の中で、社会保険もない、雇用保険もない中で働かざるを得ない現実が今あるのではないかということで当時の太田総務部長に雇用保険の義務化を提案させ

ていただいて、仕様書の中でその雇用保険を位置づけていただいたという経過がある。この点については今どようになっているのかお伺いする。

櫻田総務契約課長 今ご質問のあった委託業務のごみの収集運搬業務委託の内容に雇用保険等、社会保険等が入っているかであるが、先ほど事前にお聞きしてエコプラザ多摩の担当のほうに確認をしたところではあるが、現場のほうに出ており、課長を含めて確認がとれなかった状態であるので、現状この場に入っているのか入っていないのか正しい回答はできない状態である。ただ、多摩市の制度設計としては、雇用保険等に入るに当たり、東京電子自治体共同運営サービスの電子調達サービスの参加資格者名簿に登載されている事業者の中から業務委託、工事請負に対して多摩市のものを発注させていただいている。その登録事業者の内容の名簿で、工事事業者については参加の条件、登録する条件として雇用保険を義務づけるように近年、平成29年度から随時しており、一新したので、現在登録している事業者は全て社会保険に入っているということで確認はとれている。ただ、委託については、まだ参加者名簿、東京全自治体で活用させていただいているサービスではあるが、委託業務についてはまだ義務化になっていないので、全ての事業者がそういった雇用保険に加入しているかどうかはまだ確認がとれていない。多摩市で受けている事業者に対しても確認が全てとれない状態である。今回のごみの収集の事業者についても、そこについて確認するところではあるが、今のところの制度設計としては、雇用保険についてはそのような状態になっている。

しのづか委員 今の点も含めて答弁は要る。後で聞くのできちんと確認をしていただきたいことと、ちょうどそのときの質問で私、公契約条例の必要性と総合評価式の一般入札制度の提案をさせていただいた。もう既に公契約条例ができ、総合評価も導入された中においては、例えば最低賃金については公契約条例の中できちんと担保されていると思う。そういった制度がきちんと今そろってきている中で、要は今回の会計年度任用職員と、あと委託の公務サービス従事者に対してもきちんとその辺の公平性を図りながら、これからそういう制度設計をしていっていただきたいが、最後に、総務部長にそういったところの考え方をお聞きして終わりたいと思う。

渡邊総務部長　　今までいろいろな形でご提案もいただき、その中で公契約の条例ができたり、または総合落札方式ができたり、さまざまな制度を入れてきたような経過がある。今回も非正規労働者の働き方改革というところで、その方たちの処遇の改善が一つ大きな柱でもあった。また、今あったとおり委託や工事、そういうものの中でも労働者の処遇、報道されている方たちを守ることに、また、ダンピング等をそれによって防止でき、そのダンピングして安くした部分のしわ寄せが労働者に行かないようにしようというところから公契約の条例の制度が出てきたものである。そういう部分では、行政として見れば労働者の方たちを守り、よい環境で働いてもらうことが、市民の税金を使ってさまざまな工事、さまざまなサービスを提供する部分の質を担保することにつながっていくのだろうという考え方の中で一定の金額を上乗せしたり、またはその労働者の待遇を守るような形でそういうものの総合評価を入れてきたということであるので、これからもそういう部分に関してはしっかりと見ていかなければいけないと考えているところである。

しのづか委員　　今お答えいただいたように、やはりそういう部分をきちんと充実してあげることで市民サービスとして市民は享受できる、市民サービスの向上につながると思っているので、ぜひその点しっかりと取り組んでいただきたいと思う。

あらたに委員　　今のやりとりを聞いていて気になったのは委託に対しての考え方であるが、前々からシルバー人材センターの契約金額が公契約条例を守っていない。最初から都の最低賃金が上がる予定のもとに公契約条例の金額を決めているという話で、なぜシルバー人材センターだけが2年おくれの単価を使わなければいけないのか、それを前回指摘させてもらったが、今回こういったお話を聞いていて、そこを改革するかどうか、ぜひ聞かせていただきたいと思う。

渡邊総務部長　　シルバー人材センターは今直接所管するところではないが、来年度に向けてシルバー人材センターの金額についても厚生労働省のほうから最低賃金を下回らないような形での配慮をすべきだというような文書等も配付されているところである。そういう部分では、最低賃金プラス事務経費も含

めたところでの賃金の設定ができればということで今検討が進んでいるところである。

あらたに委員　そこら辺、特に多摩市の場合シルバー人材センターの方々の活躍が大きいので、しっかりやっていただきたいと思う。

全然別の話であるが、今回専門スタッフと補助スタッフという呼び名をしているわけであるが、補助スタッフと言うと、きちんとやる人がいて、その人を助けるという意味合いがあるのかなという気がするが、部署によってはそうではない人もいるのではないかという気がしている。例えば学校の図書館司書の方は、その場で、その学校のことを一人で仕切っているような感じの方がいるわけであるが、そういう人たちも補助スタッフという呼び名でいいのかという話と、あともう1点、学校の用務員に対して、今の表でいくといわゆる補助スタッフの分の人しか出ていない。だが、フルタイムで働くような業務の人がいた場合に、月額で報酬を払わないということなのか、そこら辺を確認させてもらいたい。

本多人事課長　学校図書館司書であるが、確かに現場にはお一人ということで、ある程度ご自分でその場の職務を仕切っている方だという実態はあるかもしれないが、任用の形態としてはあくまでも学校長なり、何か上の方の指示に従ってというような、職務命令があつて職務をするような位置づけだと考えているので、補助スタッフという位置づけに今のところはさせていただいている。それと、用務員の方であるが、現在非常勤一般職として働いている方もおられるが、やはりその方については正職員の方の指示なり指導のもと業務をしていくということで、補助的な業務の要素が強いだろうというような今位置づけをさせていただいている。今後業務職場の人員の関係で、多摩市は新年度からの会計年度任用職員にはフルタイムでは入れないが、場合によってはフルタイムで活用ができるので、いろいろな職種にどのように適用できるのかといった検証の中の一つの職場としても考えていきたいと思っている。

あらたに委員　今まで例えば経験値のある方が再任用で雇われていれば再任用という項目があつていいが、よそでそういう経験を豊富に持っておられる方をぜひにと迎え入れるときに課題があるのではないかと思ったので、そういう質



間をさせていただいた。ぜひ検討していただきたいと思う。

板橋委員　まさに市の中で働いておられる人たちの処遇にかかわることで、当然組合といろいろと話し合いをされていると思うが、組合の中でどのような話し合いがされて、今課題としてはどのようなことが残っているのか、解決したことと課題等についてお聞かせ願う。

本多人事課長　職員団体が多摩市の場合は2団体あり、嘱託ユニオン、それと公共一般ということで2つの団体と協議を重ねてきた。その中でやはり処遇についてのご意見を非常に多くいただいており、職務経験加算の維持、それと現給保障、休暇制度等のご意見をいただいたが、それらを一つ一つ整理して今回妥結に至ったが、一つだけ残っているのが福利厚生制度である。一般質問の中でもあったが、非常勤の方に対する福利厚生制度ということで健康診断と、元気回復事業という言い方をするが、我々だと互助会組織をつくってそういった事業を行っているが、その互助会に加入するのもしないのか、そういった大きな課題がある。互助会ということでは、いろいろな給付制度がある中では一定額の負担を非常勤の方にもしていただかなければいけないこと、また前提として正職員は全員加入であるので、非常勤の方も全員がその制度に加入されるのかどうかといった懸念もあるので、入りたい人だけ入るような仕組みで運用が長い間できるのかどうかというような検証を今年度からさせていただいて、令和2年度中には結論を出して、どういった福利厚生制度にするのかというような制度の構築がまだ宿題として残っているような状況である。

板橋委員　昇給加算、職務加算制度ということで、このように会計年度という中で任用制度であるから、やはりこういったことをとっていないところも結構あるのではないかと思うが、会計年度任用職員、組合とは4回までは会計年度任用職員として雇用することが確認されたという話も聞いているが、その点についてはいかがか。

本多人事課長　任用の更新というご質問かと思うが、任用の更新は4回までは年度内の勤務の状況、また本人のご希望によって更新をしようという今考えである。4回更新した5年後については、改めて選考試験をいただくような格好を想定している。ただ、それは経験者採用ということで、今働いてい

る方に対して行うことを考えているので、通常しっかり業務をしていただければ更新はスムーズに行くのかなと考えている。

板橋委員       その点で、昇給も1,000円で上限が1万円と先ほどご説明があったわけであるから、そういった意味では一応10年というような形がおのずから出てくるわけであるが、そういう形で随時4年5年、5年目にしてまた改めて採用された場合は、それからまた4年となるのか。それとも、毎年改めて試験があるのか。

本多人事課長   職務加算については、10年上がっていくが、その間に更新があってもリセットはかからず、10年間というのは当初昇給した年度から計算を積み重ねていくことになっている。10年後には頭打ちになって、その後はずっと時給または月額報酬という形になるので、そこで何回か任用の更新があろうかと思うが、あくまでも年度の回数のカウントについてはリセットがかからずに積み上げていくような状況である。

板橋委員       そういう意味で、さまざまな処遇の面では非常にいろいろと考えておられるし、休暇制度にしても有給休暇などもしっかりと出てきているということは、市側のそういった努力は非常に評価するものであるが、今回一般質問の中で対象者は今600人ということだった。それで2億円ぐらいの金がかかるのではないかという予算がされた。先ほど出てきた教育関係のところ、ピアティーチャーは一般質問の中では120名近くおられるし、そのほか学校事務、また部活動スクールサポートスタッフ、こういった人たちを入れると何名ぐらいになるのか。そして、こちらのほうの予算はどのくらいになるのかお聞かせ願う。

本多人事課長   人数的にはおよそ200人になるかと思っている。これは平成31年4月1日現在の人数を参考にカウントしている。影響額であるが、期末手当分の増額が新たに純増で発生してくるが、その予算については1,500万円ほどを想定している。今ある嘱託非常勤一般職臨時職員の方の期末手当分で約1億3,000万円。それと社会保険の関係もあるので、報酬が上がれば社会保険の金額も上がるのでそれが3,600万円ということで約2億円というような計算をしている。

板橋委員       国の方針としては、正規の地方公務員をどんどん減らすような方向で指

導されて、多摩市もその形で動いているわけであるが、今回の場合でももっとこの問題が広がっていくのかと危惧しているところもあるのだが、先ほど常勤の職というのは本格的な業務であって、補助的な業務ではないという形で、あらたに委員からも、こういった人はどうなのだという形で話があったぐらいであるが、そういった常勤職でまさに指導的に頑張っておられる人たちも今後どんどん削られていくのかというか、会計年度任用職員のほうに回されていくのではないかとといった危惧もあるのだが、その点についてはどのようにしているのか。

本多人事課長　今回総務省から出ている会計年度任用職員の導入に向けた事務マニュアルがあるが、この中でも安易に常勤が行う職を比較的安い非常勤の職の方に切りかえるようなことは望ましくないと言われているので、その職に対して、その職が常勤でしかできないのか、権力行使のような要素があるのであれば、それはあくまでも常勤しかできないので正職員を雇用する。そうではなく、勤務時間が短い時間で雇用することが可能であるような職、または判断業務がないような職については非常勤の方をお願いするような部分があるかと思うので、そこはある程度そういった方をお願いする部分はあるかと思うが、恣意的に人件費を減らすということで非常勤の人の活用をふやしていくようなことは今のところ考えていない。あくまでも常勤を雇わなければいけない職は常勤の方を雇用していくようなスタンスで臨んでいきたいと考えている。

渡邊総務部長　今回の一般質問の中でもあらたに委員からあったとおり、定員適正化計画を進めながら全体の中で正職員または会計年度任用職員をどのようなバランスの中で、どういう形が一番効率のよい事務執行ができるかに注意しながら進めてまいりたいと考えているので、人事課長から答弁のあったとおり、一方的に何かを減らしていくということではなく、全体の役割分担を考えながら進めていきたいと考えている。

板橋委員　そのところで、やはり一般質問でも指摘されていたが、総務省の研究会の報告の中でそのように常勤の職というのはという形で示されているが、典型的なということで、組織の管理運営自体に関する業務や財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定されるという形で、常勤とい

うのを非常に絞った形で総務省の研究会あたりでは見ているわけである。そういう点で本当に危惧されるなど思うので、市側もぜひそれなりの姿勢でやっていただきたいなど思っている。

藤條委員 細かいところであるが、別表で児童厚生員というところがある。これは法令上の呼称が数年前に児童の遊びを指導する者に変更されていると思うが、今回の条例施行に当たってなじみのある呼び名にするのは理解できるが、法的根拠のあるそうした名称を使用しなくてもいいのかどうか、その点について伺いできるか。

本多人事課長 今、藤條委員が言われたように、たしか平成8年ぐらいに「児童厚生員」という職名が「児童の遊びを指導する者」と名称が変わっているが、厚生労働省からの文書の中でも「児童の遊びを指導する者、以下児童厚生員と呼ぶ」ということで、相変わらず児童厚生員という職名が使われている。職名についてはあくまでも自治体に委ねられているので、今回市としては、これまで使いなれてきた、また、そこで働いている方にもなじみのある名称ということで「児童厚生員」という名称を使わせていただいたという経緯がある。

安斉委員 今度の会計年度任用職員の制度であるが、国会の論戦の中ではいわゆる関係を全く自治体に任せるのではなく、やはり国が少し責任を持たないのでは進まないということで、恐らく自治体が足並みをそろえられない点があるのではないかと思う。多摩市は非常にいろいろ考えられて改正されているが、全国の自治体のあり方と国との関係、その点についてご見解があれば伺いたい。

渡邊総務部長 今回の全国足並みをそろえてというか、法律が改正されたので、そのもとになるガイドラインとしては総務省のマニュアルが出たという中では、考え方や、おおむねこういう方向で国としては考えているものが示されたような状況である。それをもとにやはりそれぞれ今まで積み上げてきた市町村のものがあるので、そういうものを加味しながら、労使の関係もあるので、そういうものの中でやってきたような状況である。人事課長から今の26市の状況等を説明させる。

本多人事課長 26市で、この9月議会ではほとんどの自治体が条例化するが、3市ほど

12月議会という自治体もある。勤務条件や職の整理ということで時間がかかっているという情報は得ている。また、多摩市と同様に9月議会条例を上げる自治体の中でもやはり一部条例の別表の職のような職名の整理、あとは金額の整理といったものが12月議会に予定されているような自治体もあるということで、今後新年度に向けて私どものほうも職名が変わったり、または職がふえたり、金額が変わったり、勤務時間が変わるようなことも幾つかの職種であろうかと思う。そういった状況とあわせて多摩市が率先して入れた職務加算制度については、ほかに3市ほど導入が進んでいると伺っている。その中でも特に多摩市が組合とやっている中では、多摩市はやはり休暇制度と職務加算制度が他の自治体とは違う特徴的なところだというようなことでの評価をいただいているので、今後これを充実させていくかというのはあるかと思うが、引き続き他市の状況なども参考にしながらもう少し制度の完成度を高めていきたいと考えている。

安斉委員

こういう制度改変をはっきりと押しつけておきながら財源の保障は自治体任せというところに私は非常に問題があるのではないかと思います。たしか国会の論戦の中では、総務省はこの目的を職員の処遇改善、諸手当の検討ということで、正規の職員化もあり得ると言ってきたのではないかと思います。それが全くこうしたいいわゆる任用制度のいわゆる非正規化のまま抑えられてしまうことに憤りを感じるが、その点で何か情報等あったら願います。

本多人事課長

会計年度任用職員制度であるが、これは国からの交付税措置がされるようなことであるので、多摩市としては不交付団体であるので特に財源の補填がないということで、今回2億円ほどの純増を予定しているが、これが特に純増であるので、10年で20億円というような計算にもなるので、任用の更新はしていくが、職の精査は毎年度していかなければいけないと考えている。

安斉委員

先ほど職の精査と言われたが、市の財源の懐ぐあいによってはどうしてもやむを得ず人を切らなければいけないことも生まれてくるのではないかなと思うが、その点はいかがか。

本多人事課長

確かに市民ニーズなどが年々変わってくるので、それにいかに対応して

いくかという中では、新たな職をつくらなければいけないような状況もあろうかと思う。また、役目を終えるような職もあろうかと思う。そうしたところを年度年度の中でしっかり確認して、今後職の改廃もあろうかと考えている。

先ほど教育委員会の職の説明の中で、一職種説明が漏れたところがあり、これは新年度に向けてであるが、重度の障がいをお持ちの方が特別支援学級ではなく通常の学級の学校に通学したいという希望があった場合に、それを受け入れるための体制ということで要支援児童介助員というような名称の職を今考えているので、これも改めて12月議会の中で別表に入れさせていただくようなことを今考えている。

折戸委員 何名ぐらいおられるのか。

本多人事課長 小学校に入ることをご希望されている方は、今のところまだはっきりは聞いていないが、そうした方がいた場合に対応する職ということで今想定しているところである。具体的にはまだ聞いていない。

しのづか委員 これはすごいことだなと思った。要は希望する人がいればインクルーシブにしていくということだと思う。一定気になるのは、今落合中学校等に特別支援学級があるが、所管ではないからわからないと思うが、そこについてはどうのような整理をされているのか。

本多人事課長 申しわけない、細かいところまでは存じ上げていないが、ご希望がある方に対して、地域にこれからも住んでいこうということになるかと思うが、市内の公立の学校ではないところに行かれてしまうと地域にどうい方がおられるのかというようなおつき合いが疎遠になってしまうということでは、地域で受け入れる方向性が今後考えられるということでこういった職を考えていると聞いている。

しのづか委員 今までは、例えば聖ヶ丘に住んでいても、特別支援学級が落合中学校にしかないから落合中学校に行ってほしいということだったと思う。そうではなくて、聖ヶ丘中学校できちんとそういったサポートを受けながら学校に通えるように制度が変わるといことなのか。

本多人事課長 今の検討段階としては、そのように地域で見ていくことを想定していると伺っている。

松田委員長 ほかには質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

板橋委員 第95号議案 多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定について、否決の立場で討論する。

会計年度任用職員制度が地方公務員法と地方自治法改定で2017年に導入されて、2020年施行のための条例提案である。会計年度任用というだけに、まさにその会計年度のみ任用する制度である。運用に当たっては市当局のさまざまな配慮が伺えて、その点は評価するものである。しかし、この間の国を挙げての地方公務員削減の動きを是認することはできない。2000年代に入ってから公務員改革は、まず公務員制度改革大綱が2001年12月に閣議決定され、任期付職員法が2002年7月に施行され、そして職員削減、民間委託推進の集中改革プランが2005年に総務省次官通達された。さらに、地方公務員法改定で人事評価の義務づけが2016年から施行されている。そして、今回の会計年度任用職員制度である。総務省の発表でも地方自治体の正規職員数は減り続けて、2001年から2016年のこの15年間に45万人も減少している。その穴埋めとして非正規公務員が拡大されているわけである。全体の奉仕者としての公務員の役割が今大きく変えられようとしている。人事評価制度は公務員の職務上の権利としてみずからの意見具申をする保障が揺らぎ、任命権者に従い奉仕する職員になりかねない。会計年度任用職員制度では非正規職員をさらに大量に採用しやすくなる。今回の常勤と非常勤の概念によれば、常勤の職は本格的業務であり、典型的には組織の管理運営自体に関する業務や財産の差し押さえ、許認可といった権力的業務などが想定されると総務省の研究会の報告でも示されている。つまり住民の暮らしや命に直接かかわる現場の業務の大半が会計年度任用職員に置きかえられる、このようなことにもなりかねないのではないだろうか。全体の奉仕者として地域の中で市民とともに暮らし、まちづくりとともに暮らし、福祉の向上を進めること、これこそ今の日本に求められているのではないかと思う。

それこそ民間の活性化にもつながるということを申し述べて、否決の討論とする。

松田委員長　ほかに意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長　意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

ただいまご意見を伺ったところ、否決すべきものという意見が1名である。よって、これより第95号議案　多摩市会計年度任用職員の任用、勤務条件等に関する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長　挙手多数である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第3、第96号議案　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

渡邊総務部長　災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正であるので、その趣旨と改正点について担当課長より説明をさせていただきます。

城所防災安全課長　それでは、背景等を説明させていただきます。本条例に当たって、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が8月に施行された。また、同政令が同じく8月1日に施行されている。これらの法律や政令と整合性を図るため、多摩市にある災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものである。

改正の内容であるが、まず一つ大きなものとしては、第15条の3に、災害資金の貸し付けを受けた者に対して求める収入または資産の状況に関する報告等を追加する。また、法令が変わったことによる条ずれ等の対応である。この報告等の趣旨であるが、災害援護資金の償還の免除のために市町村に災害援護資金の貸し付けを受けた者に対する資産収入の報告の依頼と調査をする権限を市町村に与えたものである。なぜかと申すと、平成7年に阪神淡路大震災があった。現在被災者生活再建支援法はあるが、当時はその法律がなく、当時の被災者は災害援護資金に頼って生活を再建することになっている。現在その方々が高齢化してしまい、ほぼ返せないと



いう状況が現地で起きているところである。このようなことと、そのほかの法律のふぐあいを是正することを目的としているが、将来多摩市で同様な災害が起きた場合に万が一返せないという方々、一定の低所得者の方々に対して現在の資産を報告、また高齢者が多いことも想定されるので、市側が税務情報等々を調査させていただいて免除ができるかできないかを判断することができるようにするために、今回法に倣って条例改正をしたところである。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

あらたに委員 今その調査といったものをする所管部署は防災安全課がやるということなのか。

城所防災安全課長 こちらは災害が発生しているので、災害対策本部が立っており、その際に全庁を挙げて対応するところになる。この災害弔慰金に関しては福祉部門が対応することになるので、健康福祉部の中の部署で担当すると考えているところである。

安斉委員 市町村における合議制の機関設置ということであるが、これについてご説明をいただきたいと思う。

城所防災安全課長 審議会の設置のところであるが、今回法律で努力義務で設けることができるかとされているが、多摩市としては、こういった事務をするのは災害直後ではないので、常設はせずに、災害発生後にそういった機関で対応できればと考えているところである。

安斉委員 そうすると、先ほど説明があったその対策本部で健康福祉部を中心にやっていくというそのあたりか。それとも、もっとほかの人員も入れるのか。

城所防災安全課長 あくまで想定の話であるが、健康福祉部と、これに我々防災所管も入って検討することになってくるだろうと想定をしている。

板橋委員 今回報告等というのが新しく入ったわけであるが、その報告等の具体的な内容についてお聞かせ願う。

城所防災安全課長 報告等の具体的な内容であるが、災害援護資金の貸し付けを受けた方が、支払いの期日までに償還金を支払えない、また著しく困難となったときには、その方々の資産等を市側から報告していただくということである。

具体的に申すと、その方が持っている例えば不動産、預貯金といったところをご報告いただく形になろうかと思う。そこで、少し補足であるが、高齢者であればなかなか調べにくいところであるので、我々も一緒になって調査させていただいて、なるべくなら被災者に寄り添った形で結論が出せないものかというところを条例に盛り込むという内容である。

板橋委員 被災者がそれなりの報告書を出すことなのだろうが、しかし、市側も一緒になってその報告書をつくっていただくような内容になっているわけなのか。

城所防災安全課長 言われるとおりで。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第96号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第4、第97号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とする。

これより市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、第97号議案の多摩市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明をさせていただければと思う。今回の改正については、住民基本台帳法施行令が本年11月5日から一部改正される。それに当たって住民票や個人番号カードに旧姓を併記することが可能となる。それに伴って総務省から出ている印鑑登録証明の事務処理要領があるが、こちらでも一部改正という通知があった。それに合わせて印鑑登録でも旧姓での印鑑登録が可能となることになる。そのために所要の改正を行うもので提出させて

いただいた。詳細については市民課長からご説明申し上げる。

片岡市民課長 お手元に新旧対照表などもあるが、文言の調整等があるので、内容についてのポイントは2点である。第7条の印鑑登録を住民基本台帳に記載されている旧姓で行えるというものである。住民基本台帳に旧姓を併記したいという希望を出した方は、旧姓の印鑑でも登録できる。

第8条は、それに基づいて印鑑登録証明書を出すが、そこにも旧姓が記載されるというものである。

以上、登録が旧姓でできる、証明書に旧姓が記載されるということである。

松田委員長 これをもって説明を終わる。

これより質疑に入る。質疑はあるか。

板橋委員 旧姓でもできるというのは、旧姓だけなのか。ほかにもいろいろ応用はきかないのか。

片岡市民課長 住民票に今登録しているのが姓と名、あと外国人の場合通称である。4つ目の要素として旧姓が入る。そのどれでもよい。例えば片岡でも、千晴でも、片千でも、旧姓鈴木で鈴木千晴でも、そのような感じで組み合わせ自由で、載ってさえいれば何でもOKである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。これをもって質疑を終了する。

これより討論に入る。意見・討論はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 意見・討論なしと認める。これをもって討論を終了する。

これより第97号議案 多摩市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを挙手により採決する。本案は可決すべきものとするに賛成の諸君の挙手を求める。

(賛成者挙手)

松田委員長 挙手全員である。よって本案は可決すべきものと決した。

続いて日程第5、行政視察についてを議題とする。

本件について、本委員会の所管事務事項に資するため、委員会として先

進地の視察を行いたいと思う。よって委員の派遣について議長に申し出をしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長　　ご異議なしと認める。それでは、別紙の委員派遣承認要求書(案)のとおり委員の派遣については、日程は10月23日から10月24日までの2日間、場所は23日が山口県宇部市、24日が山口県山口市である。内容は、宇部市がシティセールス事業について、山口市が山口市総合浸水対策計画についてである。経費は約51万円である。以上の内容で申し出ることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長　　ご異議なしと認める。では、この内容で申し出することに決定した。続いて日程第6、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。本件については別紙のとおり申し出ることとしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長　　ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。この際暫時休憩する。

午前11時22分 休憩

---

(協 議 会)

松田委員長　　ここで協議会に切りかえる。それでは1番、多摩市職員定数条例の改正について、市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長　　では、企画政策部から協議会の報告が全部で10件あるので、それぞれ1件ずつ各担当課長から完結に説明させていただければと思っているので、よろしく願います。

田島企画課長　　それでは、1件目であるが、多摩市職員定数条例の改正について、私から説明させていただく。資料は、1番目の資料をご参照いただければと思う。

1番に書かせていただいているが、職員定数のこれまでの推移というところ

ところで、資料の表の1に数字を書かせていただいている。職員定数条例については、平成6年まで表にあるように964人と定めていた。ただ、平成20年の時点で実際の定数に比べて職員数がかなり少なかった状況もあり、そちらに合わせて平成20年度以降については、総数は870人とさせていただいたところである。その後教育委員会や下水道事業の関係で多少の対象とさせていただいたが、基本的には870人という総定数についてはその後変更していない状況にある。昨年12月議会で一部教育委員会と市長の内訳を変更させていただいて、今の現状ではこちらにあるように平成31年度現在の状況にある。

こちらは大きな2番に書かせていただいているが、今現在のところ市長のほうの定数が701人で、前回、昨年の12月議会で改正させていただいて、教育委員会のほうが今のところ定数は135人となっている。下のほうの表2の表組みは、実際の定数が左の列、それに対して一番右の列が実際のことし8月1日現在の職員数になっている。市長の補助職員が昨年定数を変更して701人にしたところ、実際の職員数は681人、教育委員会のほうが135人の定数に対して125人という状況にある。

今現在の状況はこのようになっているが、ここでご案内のとおり第五次多摩市総合計画の第3期基本計画もこの6月からスタートして、この推進体制を今後図っていく必要がある。その中で今所管部から来年度に向けた組織と人員配置の要望等をもらっているところであるが、こちらは今のところ要望内容を見ていくと、若干職員数を引き上げていく必要が出てきているので、この職員定数条例の870人を若干来年度に向けて見直しを図っていく必要があるのではないかと考えている。

だから、かなり定数に近い状況に今なってきている。定数自体の総数870人に対して実際の職員数は835人で、今定数に対して残り35人という余裕があるが、こちら要望内容については、所管からもらっている内容はこれを若干上回っている状況にあるので、今職員採用等を行っている中で、まだ確定はしていないが、若干この定数を上回っていく可能性も来年度の体制をつくっていく中ではある。こういった状況、定数を上回るような職員配置が必要だと判断した場合については、12月議会でこちら

の870人という総数の上限を若干上積みさせていただくような改正をさせていただこうかと思っているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 確認であるが、今年度で退職される職員は何名ぐらいか。

本多人事課長 今年度は25名の定年退職を予定している。

しのづか委員 先ほど企画課長の説明だと870人を来年上回る可能性があるということで、この表のとおりいくと35名、今年度退職される方は25名ということで言うと、60名新規に採用を考えているのか。

本多人事課長 25名定年退職するが、その方が再任用のフルタイムという選択をされた場合は定数にカウントされるので、25名の方がそっくりいなくなるということではないということである。

しのづか委員 ということは、仮に25名の方すべてがフルタイムの再任用を望んだ場合、35名プラスアルファで来年度の新規採用を考えているということか。

本多人事課長 委員が言われるとおりであり、再任用のフルタイムになられる方、また短時間を選ばれる方、また今現在フルタイムの方で完全にやめられる方、短時間で完全にやめられる方を計算して、さらに現場の増要望または減員の状況を勘案して新規採用職員を決めるということで今採用を進めている。

しのづか委員 これはあらたに委員の一般質問でもあったが、やはりきちんと計画的に人員採用、いなくなったからそれを補充するというのではなく、本来目的を持って、ここに対してはきちんと人を充てていこうとか、例えば業務内容によってはここは民間に預けていこうというものがあっていいと私は思うので、そこについてきちんと人事政策を持って臨んでいただきたいと思う。

本多人事課長 今私ども定員適正化計画を持っており、それが平成29年度から平成32年度という計画期間の計画である。この中では退職される方の人数、また退職から再任用になられる方の想定している。また、業務の委託化を加味した形で計画をつくり、目標人数も設定したが、今の人数とこの目標数値がかなり離れており、今年度に1年前倒しでこの計画を策定したいと考えているので、その中で採用の人数を考えていくようなことになっていくかと考えている。

しのづか委員　　しっかりやってほしい。

あらたに委員　　私、一般質問でもしたが、実は東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の人は、あと数年たったらまたほかの部署に戻る人がいるわけである。今正直言って配置としてMAXかもしれない。そういうのが見えているにもかかわらず枠を広げてしまうのは、市民に説明できないなと私は思っているが、そこら辺はどのように考えているのか。もう明らかに数年後、2年か3年すれば普通の部署に戻れる人たちが結構いるのがわかっているのに、あえてまた定数をふやさなければいけないと、私は今の話を聞いている限りでは市民に説明できないと思っているが、どうなのかお聞きしたい。

本多人事課長　　あらたに委員が言われるように、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会もそうであるし、プレミアム付商品券の担当部署もそうであるし、あと今外部に派遣している方でも戻ってくる方がいるということで、そういった方の分も加味した形で採用計画をつくっている。読めないところが、勸奨退職や普通退職の方がどのぐらいいるのかも採用に影響してくるので、それらも含めた形でどのぐらいの人員が必要なのか、また今各職場から増要望が出ているが、これをそっくりそのまま増員する考えはない。やはり業務の見直し、あとは非常勤の方の活用といったことも含めた形で総合的に人数を判断していきたいと考えている。

あらたに委員　　よほど市民サービスでこういったサービスが向上するとか、何かきちんと市民が享受できるものがないと、これは説明できないと思う。そこら辺をしっかりと、本当に市がここにこういう理由で人が必要であると、そのことによって市民サービスがこうやって向上するといったものがきちんとついていないと、なかなかそれは認められないと思うのでよろしく願います。

藤條委員　　現場からの増要望を重ねると何名ぐらいおられるのか。

田島企画課長　　一部職掌にもよるが、総体としては合計すると大体60人の増要望が出ている。

藤條委員　　予想以上の人数であるが、決算資料を見ても、現場の方々の残業時間とか勤務時間もかなりふえてきているような状況の中で、現場はかなり

人が足りていないのかなという様子も伺えるが、60名なりを採用して現場に送り込んでも、いきなり最前線で仕事がばりばりできるわけではないだろうし、教育系の職員もしばらくはそこに注力しなければいけないわけで、いきなり仕事が楽になるということでもないと思う。徐々に本当に必要な仕事、現場を見きわめて少しずつ戦力になっていく職員を育てていくステップもある程度必要なのかという気もしている。そういったところも含めて勘案していただければと思う。

本多人事課長　　今現場からの要望であるので、これをいかに少ない人数で回していくかという視点で査定していく必要があると考えているが、一方で、若い職員がふえている関係で育児休業を取っている方が毎年20名いるような状況と、あとは今年度から国で時間外勤務の上限規制ということで年間360時間という制限を設けているが、多摩市もそれに倣わなければいけないということで、時間外が多い方、今360時間を超えている方が100人ぐらいいるので、そういった方の時間外をいかに減らすかということで、業務の効率化をした上での360時間なのか、まだまだその余地があるのかをしっかりと見きわめさせさせていただいて、職員の採用をしたいと考えている。

安斉委員　　私もこれまで一般質問の中で福祉現場で働く方たち、特に地域包括支援センターのそれなりの方たちは人が足りないこともあって取り上げてきたことがあるが、この定数の中に新規だけではなく、やはりその道にたけた方を探すことも大変重要だと思うが、これがなかなか難しい。だが、それに力を入れていただきたいことと、それから制度の変更があるたびに職員の方たちは大変である。特に今度幼児教育・保育無償化に伴って保育園のさまざまな手続上の問題、各保育園の支援、そういったところでも非常に熟練した人を配置するのは大変大事である。現場の声で人事課も動かれるかと思うが、そういうことに対してぜひ力を入れて、難しい部分もあると思うが、ぜひ専門的な力を持った人たちの確保もお願いしたいと思っている。

本多人事課長　　今現在地方公務員は全国で135万人いるが、だんだん減ってはいる。ただ、一部の部門、福祉部門、子育て部門はやはり職員数がふえていると



ということで、多摩市もやはりここ三、四年でその部分はふやしている。だから、どこの部署をふやすということではなく、選択と集中が必要かと考えている。その中で特に福祉と子育てはやはり専門職の方がキーパーソンになってくるので、そういった方の採用は今非常に難しい状況である。23区で児童相談所を設置するということで福祉職を中心に非常勤の方も含めて雇用ができていないということであるので、この点は十分に現場の意見を聞いて対応していきたいと思う。

板橋委員 人が足りないのではないかとということで私も危惧しているが、生活保護の担当の方、1人80名を目指しているという形でいろいろ努力しておられるのは承知しているが、なかなかそうはいかないといった声も聞こえてきている。そういう現場についての人員配置は今現在どうなっているのか。

本多人事課長 生活保護のケースワーカー、また子育て総合センターなども同じようにケースの数に応じて職員数の設置が言われている中で、ケースワーカーについては3名の方が育児休業を取られていて、1人当たりの担当する世帯数は80名を若干超えている状況である。やはり埋めなければいけないということで、採用を試みているが、なかなか思うように採用も辞退者がふえているということで十分充て切れていない。やはり目標として80名というのであれば、早急な対応をしたいと人事サイドでは思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて2番、「多摩市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例」の一部改正について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 本日1件目の案件でもご審議いただいた多摩市の番号利用条例に関する一部改正、こちら12月に行いたいと思っている部分についての事前のご説明である。

1番目の改正の概要にも書かせていただいているが、私立幼稚園等園児保護者補助金事務を本市の独自利用事務とすることで保護者の事務手続を図りたいというものである。

経緯としては、番号法の改正、先ほどご審査いただいた本条例の一部改正を9月に行うことによつて10月からは保育園の入所、幼児教育・保育無償化の利用申請については、マイナンバーを記載することで1月1日以降の転入者においても、課税証明書の添付が省略可能になる。一方で、私立幼稚園園児保護者補助金については、東京都の補助要綱に基づく制度であることから、現時点で番号法にも本条例にも規定がなく、マイナンバーの取得、庁内情報連携ができない事務となっている。そのため、本市の独自利用事務に位置づけて、保護者の事務手続の軽減を図りたいと思っている。

4番に今後の予定を書かせていただいているが、まず東京都より来た保護者補助金の要綱を踏まえて、今本市の要綱を整理しているところであるが、12月に番号利用条例を改正させていただき、それを国の機関に届け出て委員会の承認を受けた後、速やかに庁内や自治体との情報連携を開始することで保護者の事務手続の軽減を図りたいと思っているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて3番、多摩市行財政刷新計画(平成28～31年度)平成30年度の達成状況について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 多摩市行財政刷新計画については、目標を大きく2つに分けている。

具体的な取り組み項目が80項目あるが、まずこれも80%以上の達成を目指しているというところと、あともう一つの目標は持続可能な財政運営のための指標という、2つになっている。

1つ目の具体的な取り組み項目については、平成30年度に実施計画のある取り組みは71項目あるが、そのうち61項目を達成しているので85.9%で、目標を上回る達成が得られていることをご報告させていただく。

財政運営のための指標というところでは、内訳として(1)から(3)を書かせていただいているが、経常収支比率と基金残高、あと起債額を目標値としているわけであるが、まず経常収支比率については、当初予算時

点では目標95%以下となっているところが97.2%と若干上回っていたのであるが、決算時点では90.3%ということで目標以下となっているところである。財政調整基金については40億円ということで目標の30億円を上回っているし、起債額というところでは計画期間100億円のところ、単年度で5.7億円、類型で37.3億円で、目標を上回るというか、目標の範囲内での運営を行える見込みであることをご報告させていただくものである。

次ページ以降では、具体的な取り組み項目についての個別の達成状況と、あと平成30年度に行った取り組み内容を記載させていただいているので、後ほどお読みいただければと思う。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて4番、RPA実証実験の結果報告について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 RPA実証実験の結果については、一般質問でもいただいたところであるから概略だけ報告させていただきたいと思うが、実験自体は2019年の3月から7月で行わせていただいている。実験では、資料の3のところに書かせていただいている①から③の3つの業務であるが、まず住民税の関連ではRPAとAI-OCRの技術を使った検証を行っている。②の児童手当のところではRPA単体、③の保育園の入所申請者の入力業務はRPAと従来型OCRでの検証をあらわさせていただいているところである。それぞれ削減率が異なっているが、RPAを導入することによってふえてくる準備や新たに生じる作業もあるので、それも付加すると全体の作業量が少ない項目だとやはり削減割合は減ってしまうわけであるが、③の保育園の入所申請のように全体が多いものだと、準備にかかる時間の削減のほうが効果が上回るというところで62%ほどの削減ができるという結果ができています。3業務を合わせると全体で50%の削減ができていますところである。

この検証結果を踏まえて、同時並行のような形で6月補正予算でこれを

実装していくための経費をお認めいただいているところであるので、この実験の結果の成果を速やかに生かして実装を行い、行政改革を進めてまいりたい。また、実装の段階では、この業務に加えて学童クラブの入所申請業務をもう一つ加えた4つのシステムとの連携を進めているところで、それをソフトとの横展開というところで、全体では12業務に拡大して行って、投資額を上回る削減効果を上げていくようこれから取り組んでまいりたいと思っているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 人事課長がいなくなってしまうが、これを導入することによってどのくらいの削減効果を人事的に見込んだのか。

小柳行政管理課長 私からお答えをさせていただくが、前回の6月議会でお認めいただいた補正予算では、12業務と先ほどお答えさせていただいたが、12業務で約2,000時間の削減を見込んでいるところであるが、その2,000時間が、例えば正規職員だけではなく臨時職員や非常勤一般職員がやっている業務に分けられるところもあるし、特定の一つの課だけで1人分というようなまとまった削減はなかなかできないところは正直ある。全部の12業務合わせての2,000時間である。ただ、そうした作業時間を削減できるところもあるが、それが直接のところと言うと、例えば残業時間が減るような効果もあるが、作業は機械がやることであるので、正確性が増す、作業効率がよくなるようなところを狙っていきたいと思っている。

しのづか委員 こういう新しいものを導入することによってきちんと、作業効率もそうであるが、人事的にもほかの仕事に職員を回すことができると思うが、先ほどの各課の要望もあったが、こういうことを導入することによってさらに政策的に回せるのだと思うので、ぜひ頑張ってほしいと思う。

安斉委員 確かに保育所入所申請入力業務はRPAを使ってやれば非常にスムーズにいくというわけであるが、その上は児童手当関連業務、住民税関連業務、このあたりについては実際どのような事務手続をRPAがやるのか、そのあたりをお答えいただきたいと思う。

小柳行政管理課長 まず①の住民税関連で今回実証実験をさせていただいたところでは、

法人市民税に係る法人の設立届について税システムに入力する業務があるが、法人設立届をA I - O C Rで読み込んで、そのデータを税システムに入力する作業をR P Aで行う。まず法人設立届自体を読み込んで電子データ化するのをA I - O C Rでやり、入力はR P Aで行うような実証実験を行わせていただいた。この技術を使って、税の例えば固定資産税の届け出に係るものなどについても横展開を図っていくことを目指しているところである。2番目の児童手当関連のところでは、保護者の所得を調べるところがあるが、調べてその所得状況の入力をR P Aで行ったところである。

安斉委員 企業の法人市民税の関係は別としても、児童手当関連業務の中ではやはり所得という非常に個人的な情報も入っているところであるが、そういったセキュリティ、プライバシーの保護についてはいわゆる企業がやっているわけであるが、そのあたりはどのように縛りをかけているのか。

小柳行政管理課長 契約の中で個人情報保護についてはきちんと多摩市の基準に基づく協定を結んで対応させていただいているところである。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて5番、多摩中央公園の改修及び改修後の運営手法の検討について、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 こちらについてもあらたに委員から一般質問でご質問いただいたところであるので、概要をご報告させていただくが、多摩中央公園の改修やその改修後の運営については、周辺施設との連携による(仮称)クリエイティブ・キャンパス構想の実現を目指してプレイスメイキング社会実験や市民ワークショップ等で導き出された内容の実現を目指しているところである。今年度については、多摩中央公園の改修基本方針、昨年度行った事業発案段階でのサウンディングの成果を踏まえて公園緑地課で実施している基本設計と連動しながら、より詳細な事業実施前のサウンディング調査を実施したいと思っているところである。

スケジュールであるが、8月に契約を行って10月のマーケットサウンディングの実施に向けて現在要綱の作成準備を進めているところである。

10月から11月ぐらいにかけてサウンディング調査自体はアンケートというものとヒアリング調査という2種類で行いたいと思っている。そこで導き出された調査結果を踏まえて庁内で検討し、多摩中央公園の改修、改修後の運営手法を決め、基本設計に反映していきたいと思っているところである。3月議会では、そうした方向性や後のスケジュールなどもお示しできるように準備を進めていきたいと思っているところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 1点気になるが、図書館を整備する場所であるが、あそこにトイレがある。あれはどうなるのか。

小柳行政管理課長 私の認識している範囲のお答えになるが、現在あるトイレについては提供させていただくような形になる。ただ、図書館の中にもトイレはつくり、公園利用者でもお使いできる場所に配置するような計画と聞いている。

しのづか委員 24時間フルタイム使えるのか。

小柳行政管理課長 図書館の運営時間に限るという計画になっていると聞いている。

しのづか委員 あくまでも公園のトイレだと思う。公園の場合、例えば早朝にいろいろな健康で散歩している方がおられると思うので、多摩中央公園の中の富澤家のほうにトイレがあると思うが、そのちょうど対岸の場所に今ある。だから深夜は使うことはないにしても、早朝にそういう方が使えるようなことも考えながらきちんと整備してほしいと思う。あその場所から富澤家のほうまで行くのに結構時間がかかると思う。そういう中では、例えば一ノ宮公園のこちら側の広場のところ、花火をやるところにつくった。ああいったような、今までのようながっしりとした公衆便所ではなく、簡易的でもいいので、公園利用者がきちんと屋外からすぐアクセスできるようなトイレも考えていくべきではないかと私は思うが、その辺は意見としておく。

長谷川公園緑地課長 公園の話であるので公園所管からお答えさせていただくと、確かに言われたとおりの懸念はある。図書館運営の中でもやはり時間等には限度がある中で、なかなか24時間は難しいという話は図書館からも受けており、その中でもともとあるトイレは確かに24時間開放されているので、それになるべく近い形で、今までの利用者が不便をこうむらないような形で今検討を進めているところである。ただ、一応今あるトイレは潰して図

書館があそこに建設されるので、24時間トイレはなかなか厳しい状況にある。

しのづか委員 だから、きちんとその辺を考えて、あくまでも図書館のトイレは図書館だろう、図書館として整備しなければいけないトイレで、公園としてどう考えるのか、公園の施設としてきちんと、私は、非常に懸念されるのは早朝だと思う。図書館の方にも聞いたが、やはりいろいろセキュリティ、例えば外からも中からもアクセスできるような場所につくることも設計上は可能である。ただ、そこでセキュリティがきちんとかけられるかといったら結構怪しい部分があるので、なかなかそういうつくりにはできないということだったので、だとしたら別に公園として簡易的な形で、きちんと本整備ではなくてもいいので市民の方がアクセスできるようなことも考えてほしいということである。

板橋委員 もともと生活環境常任委員会の中で多摩中央公園を視察したときに、やはり何が足りないかという、やはりトイレが足りないなというのが大きく出てきていた問題である。だから、多摩中央公園におけるトイレ問題は、ふやしてこそ願いに応えるのかなと思う。今あるやつをなくして反対に後退するようなことはぜひやめてほしいなと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

この際暫時休憩する。

午後 0時01分 休憩

---

午後 1時00分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き協議会を開く。

それでは、6番、市と学校法人日本医科大学との確認書の見直しについて、市側の説明を求める。

松田資産活用担当課長 それでは、市と学校法人日本医科大学との確認書の見直しについて報告をさせていただく。

平成23年1月26日付で日本医科大学と締結した確認書について見直

しを行い、別紙のとおり、別紙は2ページ目にあるが、令和元年7月31日付で締結したため、報告をさせていただく。

まず1番、これまでの経緯である。平成23年1月26日付で日本医科大学と締結した確認書においては、「東永山跡地施設（旧東永山小学校）に病院を開設することに向けて双方努力する」としていた。平成30年5月14日付で日本医科大学から市に対して、平成23年1月の確認書を見直し、東永山跡地施設ではなく永山駅周辺での用地の確保を要望する要望書が提出された。平成31年3月28日に、市が保有する東永山跡地施設と、独立行政法人都市再生機構が保有する旧多摩ニュータウン事業本部用地の土地交換について市議会で議決をいただいて、翌日土地交換契約が成立した。こうしたことを踏まえて日本医科大学と協議を行い、確認書の用地について変更している。

確認書の見直し事項である。病院の開設用地を「東永山跡地施設」から「旧多摩ニュータウン事業本部用地」に変更し、下記の内容で確認書を締結している。

まず第1条、市及び日本医科大学は、旧多摩ニュータウン事業本部用地を日本医科大学による病院開設の新たな用地とし、新病院の開設に向けて双方努力すること。第2条で、市及び日本医科大学は、新用地周辺住民の理解や多摩市医師会の協力など、病院開設に伴う諸課題について、双方協力の上、解決に努めること、の旨を定めた確認書を締結している。

なお、今後については、新病院の開設に向けて引き続き日本医科大学と協議を進めていく考えである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 旧多摩ニュータウン事業本部用地であるが、今、駐車場が開業されている。今後土地交換で多摩市が所有者となるが、今後の見通しについてはどのようになっているのか。

松田資産活用担当課長 説明が不足していたが、土地交換の契約は締結したが、土地交換の実施日が2021年9月末となっている。すなわち土地交換を実施するのは2年後である。独立行政法人都市再生機構が時間貸しの駐車場をやっているが、それは当面継続されると伺っている。



しのづか委員　　ということは、旧東永山小学校跡地施設についても、2021年までは多摩市が所有している学校跡地という認識でいいのかと思うが、一般質問でも言ったが、多摩市が所有している間にきちんとその後のまちづくりについての話し合いとか協議を進めていただきたいというのが1点、これは意見である。

それと、日本医科大学の今後の予定である。2021年以降どのように病院移設のスケジュールを今日本医科大学で考えられているのか、その点について。

松田資産活用担当課長　日本医科大学からは、多摩永山病院の老朽化が大変進んでいる、狭隘化が進んでいるので早期の建てかえが希望であるというお話を伺っている。あと病床も増床したいというご希望があると伺っている。病床については、東京都医療圏の圏域の中で病床数が定まっているので、ふやしたいと言っているからふやせるものではないと伺っている。病床数が決まらないうと設計に入れないうところであり、通常計画をつくって基本設計をし、実施設計をし、工事という形になるが、設計になかなか入れないうようなお話を伺っている。

しのづか委員　　そうすると、言われたとおりで南多摩医療圏があり、その中でベッド数が決まっている。それで今のベッド数を超えるものについては建設にかかれないう状況の中でいくと、日本医科大学の要望と今の現状に乖離があると。南多摩医療圏の病床数の制度が変わるのを待って設計するとなると、今度またおくれおくれになっというてしまうかと思うが、その辺はせつかくこういっ形で前向きにまちづくりへの協力というか、やはり病床数がふえるに越したことはないうと思う。日本医科大学も現在の場所でも実績もあるし、これは多摩ニュータウン再生のときにも言ったが、時間軸をきちんと決めて取り組みを進めてほしいなと思うが、その点についてお伺いする。

松田資産活用担当課長　言われるように時間軸については、今後新病院の開設に向けて協議を進めていくところであるので、定期的に意見交換などもさせていただきながら情報共有をしていきたいと思っている。

松田委員長　　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて7番、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（各論）」の時点修正について、市側の説明を求める。

松田資産活用担当課長 それでは、「多摩市公共施設の見直し方針と行動プログラム（各論）」の時点修正についてご説明をさせていただきます。

平成28年11月に更新した行動プログラムであるが、公共施設についての基本的な考え方をまとめた総論と、個別施設ごとの今後の方向性を示す各論の二部構成で構成している。プログラムの推進に当たっては、政策情報誌での市民への周知、また各施設の取り組みを記載する各論については、毎年度進行管理を行って進捗状況を市民と情報共有しているところである。令和元年度の各論の時点修正に向けて6月末時点における素案を作成したため報告をさせていただきます。

時点修正の時期については令和元年11月となっている。

時点修正に当たっての考え方であるが、各論の前回の時点修正以降の状況変化等について修正するものとし、総論の更新は行わない。また、最終決定は11月を予定しているが、それまでにおける状況変化については、本素案にさらに修正を行っていく。たま広報、市公式ホームページ、政策情報誌等で周知を図っていく考えである。

お配りしている資料は、これと各論の冊子のものと2つあると思うが、行ったり来たりはサイドボックスで難しいと伺っているので、2ページ以降に主な修正箇所を一覧で記載している。そちらでご説明をさせていただきます。

2ページである。まず2つ飛ばして各施設のコミュニティセンターからご説明をさせていただきます。コミュニティセンターについては、桜ヶ丘コミュニティセンター、乞田・貝取コミュニティセンター、鶴牧・落合・南野コミュニティセンター（トムハウス）である。それぞれ改修時期を1年から2年先延ばしというように一部変更している。また、諏訪地区市民ホール・老人福祉館については、それぞれ2022年・2023年の改修工事となっていたが、都営住宅の建てかえなどによる周辺環境変化などを踏ま

える必要があることから、こちらについても時期を延期している。連光寺老人福祉館については、前回まではコミュニティセンター機能として再構築であったが、コミュニティ会館という位置づけにしたので、コミュニティ会館としてリニューアルオープンするというふうに変更している。旧八ヶ岳フレンドリー「ふじみ」については、この1年間の状況変化で具体的に貸し出しを始めたというところで、その記載をしている。富士見高原リゾート株式会社へ土地建物の有償貸し付けを行うという変更をしている。また、2028年度で有償貸し付けが終了するので、そちらに向けた施設のあり方についても検討していくというものを追加している。図書館本館については、前年度までは「パルテノン多摩と連携し」とあったが、パルテノン多摩だけではなくパルテノン多摩と多摩中央公園とも連携し、基本・実施設計を進めるというふうに変更している。武道館・陸上競技場については、こちらも「包括的な指定管理を検討」とあったが、「包括的な指定管理を実施し、行っていく」と変更している。落合児童館については、トムハウス全体の改修に伴って、改修中は西落合小学校内に代替施設を設けるというところをつけ加えさせていただいている。一ノ宮児童館、永山児童館については、改修の時期を示していなかったもので、それぞれ改修時期を追記しているが、こちらについてはまだ庁内で検討中のところもあるので、12月の決定までに変更の可能性がある。落合第二学童クラブについては、「将来的には学校敷地内への移転及び移転後の跡地活用を検討」とあったものを「長期的な児童数の動向によっては東落合小学童クラブとの統合・廃止も視野に入れて検討という形で検討している。

3ページになるが、東永山複合施設については、先ほどもご報告させていただいたように、この1年間に土地交換が契約までいき、2021年9月までというようなところが決まったので、その追記をしている。旧北貝取小学校についても、この1年の間に市民ワークショップなどが行われ、基本方針が策定、基本・実施設計というような形のめどが見えたので、その旨を追記している。また、あわせて2021年度の開館を目指し、整備を進めるというのをつけ加えさせていただいている。

2ページに戻っていただいて、2ページの表の一番上であるが、このよ

うにストックマネジメント計画の公共建築物保全計画での改修の目安は、築30年を目安に大規模改修というところで位置づけしていたが、今申し上げたように時点修正により改修の時期が変わっている施設もあることから、一番初めの1ページのところでストックマネジメント計画、行動プログラムに記載している改修スケジュールとストックマネジメント計画とは異なる場合がある。あと全体のところで固定資産台帳を昨年度から整理しているが、そちらの数値に統一したというような変更をさせていただいた。

1ページにお戻りいただいて、現時点では素案であるので、こちらを令和元年11月までに決定していきたいということで考えている。時点修正版の決定。12月の市議会で時点修正版の報告を再度させていただくとともに、その後たま広報、公式ホームページ等で公表していくということで考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

板橋委員 コミュニティセンターでスケジュールを一部変更と、諏訪地区市民ホール・老人福祉館の時期延期、少し聞き漏らしてしまったので時期延期の理由を教えてほしい。

松田資産活用担当課長 大規模改修に当たっては、利用者、あとコミュニティセンターの場合は指定管理者となっていていただいている運営協議会の方々と十分な対話を行うことが必要であると考えている。トムハウスについては現在対話中と伺っているが、その後のコミュニティセンターについても、このような形で十分な対話、意見交換が必要と考えている。そうした時間を十分にとるというところでは、改修の時期もその分だけ延長するというような状況である。

諏訪地区市民ホール・老人福祉館については、先ほども説明させていただいたが、現在都営住宅の建てかえなども進んでいることもあり、周辺環境が変わってくるだろうという予測がされているところである。そういったところも踏まえて検討を進める必要があることから、改修年次を延期ということである。

板橋委員 トムハウスのほうは話し合いをやりたいからということであるが、一部変更というのは、具体的にどのように変更になったのか。

松田資産活用担当課長 具体的になると、本編を見ていただくのが一番だと思う。鶴牧・落合・南野コミュニティセンター（トムハウス）は資料の24ページにあるが、2021年に改修工事とある。前回までのものは2020年となっている。そこの年次が先送りになったところである。

板橋委員 この前、利用者懇談会があり、改修についての説明会だったはずであるが、改修についての説明で、1年延びたその理由の説明が全くなかったというお話を聞いてどうだったのかと思ったが、改めてきょうここで報告されたので、納得をした。説明会では、設計図を見せて担当者からは、もうこれで決まりであるというような話があり、話し合いをやりたいのに何となくこれで打ち切りたいような雰囲気があつてどうしようというようなことを言っておられたので、そこのところはせつかく話し合いをするために1年延ばしてもらったのだから、しっかり意見を聞いてもらいたいと思っている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて8番、学校跡地施設について、市側の説明を求める。

松田資産活用担当課長 学校跡地施設についてである。こちらについては、毎議会ごとに学校跡地の現状についてご報告をさせていただいている。今回は4点であり、まず1点目、旧南永山小学校跡地についてである。校舎・体育館等の解体工事の実施設計を今実施中である。実施設計の履行期間は本年度の11月29日までである。来年度校舎体育館の解体工事を予定している。

2点目、旧西永山中学校跡地である。東京都による都営住宅の外構工事が今月中に完了する見込みである。入居はことし11月の予定だと伺っている。次、市による西永山福祉施設の整備工事、こちらも完了している。詳しくはあしたの健康福祉常任委員会で説明があると伺っている。3点目、東京都、都営住宅の諏訪団地自治会を中心に移転に向けた準備が進められていると伺っている。次であるが、東京都により入居後の今冬に別途植栽工事を実施する予定と伺っている。

3点目、旧中諏訪小学校跡地、グラウンドの部分である。こちらについ

ては東京都による都営住宅の建築工事を今実施中である。完了は令和3年、2021年度の見込みと伺っている。

4点目、旧北貝取小学校跡地である。旧北貝取小学校跡地の基本・実施設計業務委託を実施中である。履行期間は2020年5月までである。令和2年度から改修工事を行って、令和3年・2021年度に竣工・開館の予定である。今後の予定等の詳細については、くらしと文化部から子ども教育常任委員会協議会で説明する予定である。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 この学校跡地であるが、暫定利用ということで市民の方がいろいろな活動に使っていると思うが、特に旧南永山小学校跡地は来年度には解体工事ということで市民の方の利用ができなくなることになっていると思うが、その辺について利用者の方への説明はどのようにしているのか。

松田資産活用担当課長 今暫定利用されている方への説明ということであるが、学校跡地の利用者懇談会を定期的で開催している。そちらの中でこのような形で今暫定利用している学校跡地についての状況を報告させていただいているところである。旧南永山小学校については、来年度解体工事に入るところであるが、現在設計をしているという段階の中では、いつ、どのぐらいの規模で、どれぐらいの期間でというところがわかっていない。こういったことがわかり次第利用者の方にお伝えしなければいけないと思っているところである。

しのづか委員 1点は、その利用者懇談会は、全体の学校跡地の利用者懇談会なのか、それぞれ個別なのかと、あと早目にいつというところをお知らせして上げることが大事だろうと、結局はその場所で活動できなくなってしまうわけで、次の場所を探していかななくてはいけないと思うので、その点について2点お願いします。

松田資産活用担当課長 現在文化・市民協働課で学校跡地利用者懇談会を定期的で開催している。その中では個別の学校ということではなく、旧東永山小学校、旧西落合中学校の学校跡地を利用されている方たち向けに合同で午前・午後と分けて懇談会を行っている。

2点目については、そういった場などでなるべく早く決まったことをお

伝えするようにしていきたいと思っている。

しのづか委員 それぞれの学校で、やはりその地域に近い方のグループが使っていると思う。それで、施設の空き状況もできれば共有して、ここの場所に限るということではなく、あいているときにはここを使ってほしいというような利用者相互の情報交換がこれからできていけばいいだろうと思うが、その辺について見通しを伺う。

松田資産活用担当課長 学校跡地が、それぞれの方向性が決まり少なくなっていくのは事実である。今後暫定利用されている方についても少なくなっていく学校跡地ではあるが、ほかの学校跡地の状況を、利用される方が窓口に来られるときに情報提供できるようなことも考えている。

しのづか委員 そのときにというのではなく、それもそうではあるが、利用者懇談会の場があるわけであるから、そういう場できちんとルールを決めてもらったらいいのではないか。これ以外には、例えば旧豊ヶ丘中学校の跡地などがある。あと西落合中学校とか、すべてを共有の財産として皆さんが利用していただけるような何か共通のルールづくりが必要だなど私は思っているので、ぜひ願います。

安斉委員 旧南永山小学校跡地を使って今いわゆるソフトボールをやっておられる団体があったが、平日働いているから日曜日を使ってやっておられて、そうすると日曜日のほかの学校跡地も当たってみられたようであるが、日曜日になかなかあきがないようなことを聞いている。したがって、この南永山小学校跡地は、学校跡地の恒久活用方針では、跡地については市民全体に向けての利活用というか利益になるようにということだったように記憶はしているが、そういう市民団体の方たちの要望と、ここはまだ方向がこれから決まっていくのだろうと思うので、そういう場所が欲しいはこの団体だけではないのかもしれないが、だからこそ次の方向性を決めるときに、そういう市民活動の場としては旧北貝取小学校とはなっているが、なおかつそういう要望がある場合に検討の余地があるのかないのか、そのあたりについてお考えを伺いたいと思う。

松田資産活用担当課長 旧南永山小学校については、先ほどの行動プログラムが今後の方針を決めるところであるが、民間活力による有効活用を検討するというよ

うな形である。目の前が南多摩尾根幹線というようなところを考えると、そういったところの親和性の高いような民間活力を導入した活用が望ましいのではないのかなと思っているところである。

一方で、暫定利用ということで要望があるところもある。暫定利用ではあるが、そういった要望がある中で、今後旧豊ヶ丘中学校等、まだ具体的な活用方針が決まっていないようなところもある。そういったところの全体を踏まえて考えていきたいと思っている。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて9番の令和元年度シティセールス推進事業スケジュールについて、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長   今年度シティセールス担当が行う推進事業のスケジュールである。資料であるが、9月になっているので、主に9月から右側について、それからピックアップをしてお説明をさせていただく。

一番左側に事業名が書いてあるが、シティセールス広報・PR戦略というところである。これについては、個別案件、個別に多摩市が光るような事業を見つけ出しながら個別にPRをしていくものと、もう一つは、ことしの大きな特徴として、プッシュ型広報施策ということで、多摩市シティセールス戦略の目標である選ばれるまちに向けて、多摩市のイメージアップあるいは他自治体との差別化を進めるという目的でプッシュ型、押しつけていこう、多摩市のよさというような事業を展開する。これについては、住宅情報誌系のウェブへの出稿であるとか、ビジネス情報誌系のペイドパブリシティ広告を出していくとか、記事を書いてもらうことをこれから行っていく予定である。

オリンピック・パラリンピックの関連については、既に今年度の分については終了したことで、6月の総務常任委員会でご報告させていただいたので割愛させていただく。

シティセールスの研修については、年度後半になるが、部・課長を対象に1月、係長以下に向けて2回の研修を考えている。



関連事業としては、魅力発信サイト「丘のまち」の拡充ということで、昨年度「#多摩市広報部員」という取り組みを行ったところであるが、かなりの枚数の写真も集まってきて、少し定着してきたこともあるので、さらにこの広報部員を広げていきたいということで、写真展を行いたいと思っている。これから写真展のテーマもInstagramを使って上げてもらって、展示の仕方、あるいは手伝っていただける方も含めて募集しながら、11月22日から聖蹟桜ヶ丘駅の京王ショッピングセンターで実施していく予定である。

地域資源発掘プロジェクト「たまのはし」であるが、「プロジェクト」と書いているが、昨年度行ったプロジェクトチームを一旦解散しているのが、多摩市独自として昨年度181本の多摩市にかかっている橋梁が魅力ある観光資源になるのではないかという仮説のもとにいろいろ事業展開をしてきたが、その反省をもとに活用する橋を絞って、これは多摩市独自で観光あるいは健幸まちづくりと共同しながらもう一度検証してみるということで、ミニガイドツアーを2回ほど検討している。

大学生に向けた広報紙の発行ということで、この大学生に向けた広報紙の発行、それから大型イベントの後援、2つとも戦略に基づく大学生の若者に向けた、若者とのきずなを深める施策ということで7回市民ワークショップを行った結果の具現化であるが、これについては今年度3回、これから9月、12月、年度末に1回くらい、広報紙、紙媒体であるが、つくっていこうと思っている。資料の下にある「NEWTOWN2019」というイベントと連携して9月に発行する予定である。「NEWTOWN2019」というのは、株式会社CINRAという会社が行うもので、昨年度まで八王子の三本松小学校跡地にあるデジタルハリウッド大学を借り切って2日間行っているカルチャーイベントで、来場者のほとんどが大人かつ20代30代ということでいろいろな展開をしているのだが、このイベントが昨年度会場があふれるほど人が来てしまいましたので、「NEWTOWN」という名前がついているということで多摩センターでやりたいという申し出があった。多摩センターで展開されている今までのイベントはファミリー向けが多かったのが、若い世代に向けた文化情報を発信でき

るイベントだろうということで多摩市としても後援しているし、こちらも参加するというので、10月19・20日で多摩センターのパルテノン大通り、パルテノン多摩をメイン会場、今までメイン会場だったデジタルハリウッド大学をサブ会場、その他もろもろ市内を活用して事業展開するというので、ここを支援していくとともに、いつも物を見せることになっているが、「たまが好き」という、少し多摩市が好きになる広報紙ということで、小さくたま広報特別編集版とさせていただいているが、これはまだ1面の原稿であるが、「NEWTOWN2019」イベントのPR、若者会議の告知、一番後ろには東京ヴェルディのファンになろうという記事、それから「#多摩市広報部員」もPRしている。あとは夏に行われたキックボードの実証実験のときに非常にすてきな若いカップルが来ていたということで、職員が写真も撮ってインタビューをしているのでそちらも載せる。あとは、この広報紙と一緒に編集しないかという記事も載せて今回は出す予定である。これについては、若い世代に向けて情報を発信するだけでなく、こういうことを多摩市がやっていることも一つニュースにできたらなと思って展開していく予定である。

松田委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

折戸委員

今いろいろスケジュールの説明はよくわかったが、ただ、一つ、例えばロードレースの機運醸成、本来は私の事務所が上之根大通りにあり、ちょうど上之根大通りをずっとおりてきて、青木葉通りのほうに向かうコースがあると思う。そういうことを思うと、大勢の方がかなり来ていたという点においては、待たされる時間が多かったかもしれないが、そういう中でも、お話があったが、低木のところに非常に雑草が多いと、それを何で刈らないのだろうかという声も聞いている。特にその通りと、もう一つ、いつもすごいのは、今もすごいが、パルテノン多摩のずっと行く道があるが、そこの中央分離帯のところもものすごい、木ではなく、低木の背丈が倍ぐらいに伸びている。それがずっと一連、私は写真を撮ってあるが、そういう状況になると、私はイベントを決して否定するものではないが、やはりまちは日ごろきれいではなくてはいけないだろうと思う。何かイベントがあるときだけササツときれいにして澄ました顔ではなく、日常の中に多摩が

好きだとか、要するに選ばれるまちになるには日常の整備ができてることが基盤の一番、イロハのイではないかと思うが、そういう点でシティセールスはそこだけがやっているのではなく、いろいろな部ごといろいろなことをやっているのだと教えていただいたが、そうしたときに自分たちのまちが選ばれるために恥を感じないようにするにはどうしたらいいだろうか、例えばこのようなことがあった場合は草を刈る、あるいは掃除をするようなことをきちんとやっていかないといけないのかなと私はすごく思う。誇れるまちというか、いつでもきれいである、どうぞウエルカムという状態をつくっていくことで、心からウエルカムが言えるのではないかと思う。そういう意味では、今点数からするとだめだなというのが9割方あるかなと思う。そういう意味では本当にシティセールスを本気でやるとしたら、そういうところまできちんとしていかないといけないと思うが、そういう意味ではどうだろうか。お考えがあれば教えてほしい。

尾崎広報担当課長 ご指摘ありがとうございます。まさに委員が言われたように、これは先ほど言われたようにシティセールス担当が草を刈り、道路整備というわけにはいかない。だから、シティセールスという視点を持ちながら各所管が事業に取り組んでいくのが一番であり、そこを根づかせていくのがまさに私どもの仕事だと思っているので、もちろん肝に銘じてどうやってそれがうまく浸透していくのか、この表の中でシティセールス推進調整会議があり、各部から課長職を1名ずつ推薦してもらって、議会月を除いてほぼ毎月情報交換や意見交換をする機会があるので、今のご意見はしっかり伝えていきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて10番、森林環境譲与税の用途と今後の対応について、市側の説明を求める。

佐藤環境政策課長 では、10番、森林環境譲与税の用途と今後の対応について説明をさせていただきます。資料をごらん願う。今年度から森林環境譲与税が各都道府県、市町村に配分されることになり、市でもこの税の使い道や税の積み立

て、充当の方法などについて決めていく必要があり、予定では次回の12月議会の中で具体的に提案させていただくことで考えている。そのため今回の常任委員会でその方向性と考え方をあらかじめ報告させていただくものとなる。

まず税の制度のところから説明をさせていただく。こちらタブレットの左上の枠組みか、まず今回の税制度は2の税から構成されている。一つが森林環境税であるが、設置の目的は温室効果ガス廃止削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保することとしており、個人住民税の均等割の納税者の皆様から国税として1人年額1,000円を上乗せして市町村が徴収し、市町村から国の交付税及び譲与税特別会計に入る。東日本大震災を教訓として各自治体の防災対策のために住民税均等割の税率引き上げが令和5年まで行われていること等を踏まえまして令和6年度から課税することとされている。そして、これを森林の整備等に使うのが森林環境譲与税であるが、これは今年度4月から既に施行されている。剰余額は森林の面積や林業の就業者数、あと人口で案分されて、多摩市分としては今年度から3年間はおよそ500万円、4年目から800万円、その後1,200万円と徐々にふえて、経過措置を終えた令和15年度からは毎年1,900万円が配分されると試算している。これは資料の右上のグラフがそれを示しているところである。

使い道については、間伐や林業の担い手確保、木材利用促進、普及啓発などで、ただし、一方で既存事業や生活環境の改善、点や線の緑の整備は目的外となるといった一定の判断はあるが、他の自治体を見ても森林整備をはじめ森林環境教育や里山再生活動、多摩産材を活用した木材利用の促進等が主な使い道となっている。

これまでの経過であるが、今度左下のところにその経過が示されていると思う。多摩市では、こちらの経過のところにあるように、昨年12月議会でも林野庁のガイドラインを待って決めていきたいとしていた。しかしながら、ことしの5月になって市町村ごとに柔軟性を持たせるためガイドラインを発出しないことが、東京都を通じて林野庁から報告がなされた。このような状況であったが、市としての使い道を模索するため各課にアン

ケートを行い、東京都にもアドバイスをいただきながらその方向性を中・長期的に検討した結果、真ん中の下のところになるが、1つが、公共施設への木材利用の促進。これについて想定される使い道としては、公共施設や木製公園施設更新における木材利用、2つ目は、まだ模索段階であるが、緑地のあり方や管理手法を検討していく中で、他市の事例なども参考にしながら充当していきたいと考えている。また、緑、緑化、森林といったものの活用の可能性を踏まえており、森林環境譲与税の積み立ては親和性の高い多摩市緑化基金を考えており、12月議会ではその基金の目的の部分などを一部改正して補正予算の計上をしてまいりたいと考えている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

しのづか委員 これからの制度設計がよくわからないが、例えばこの使い道のところで、今現時点では多摩市に森林はほとんどないが、そういう中ではなかなか難しいのかなと思うが、例えば森林ということで考えればスギの花粉症対策、要は考え方としては、使い道として考えられるのかなと思う。今後国に対して、この制度をつくっていくに当たって市としてこういう解釈のもとで使わせてほしいという要望を上げて行ってほしい。いただくのはいいが、なかなか使い道がないから例えば公共施設に多摩産材をなるべく使っていくと、これ自体否定するものではないが、考えられる使い道もきちんと要求して行ってほしいなと思うが、いかがか。

佐藤環境政策課長 森林環境譲与税の使い道であるが、こちらは既に決められており、目的が温室効果ガスの排出削減目標の達成と災害防止を図るための森林整備といったものに充てるというところで、スギの花粉だとなかなか難しいのかなというのが今のところの見解である。市としては、そういった目的に沿ったものということで考えている中では、公共施設の木材利用のほかにも、市内にも緑地のフィールドがある。そういった中でソフト的な活用ということで、例えばそこで環境学習なども一つの手法だと思う。あとボランティア団体をはじめとする皆さんとの協力の中で新しい取り組みが見つけられないのかというところも一つ模索しているところである。そういった中で、人材育成にもかかわってくるところだと思うが、いずれにしても、今気候変動で二酸化炭素の排出削減が大きな課題になっており、そこから

つながってくる今回の森林環境譲与税というところなので、できるだけ活用の内容は広く模索したいところではあるが、今現段階だと公共施設の利用が明らかに該当するというので、一つ手法として挙げているが、今のづか委員からお話があったとおり、基本的なスタンスから外れないような形で、広い形でソフト的なところも含めて、広い使い道がないか、これからは東京都、あと林野庁への問い合わせとか、周辺市町村の取り組みなども参考にしながら今後検討してまいりたいと考えている。

しのづか委員 花粉症対策は少しはみ出し過ぎたと思うが、温室効果ガス排出削減目標の達成というところの目標で考えるのであれば、例えば多摩市は公園の面積も多いし、緑としては多いまちである。それに充てられるようにとか、例えば広く地球温暖化対策に対して、環境に対してそういう配慮したさまざまな取り組みに使えるようにとか、要は使いやすいものにしていくようになるべくまだ制度設計として、だが、ことしから来るのか。2019年度から来てしまう。その中では国や東京都に対して要求をしてほしい。

磯貝財政課長 基本的な使い道の考え方は先ほど環境政策課長から話があったが、当初国がガイドラインを出すと言っていたのがなかなか出せなくなったのが、この譲与税自体は全国に配付される中で、各自治体の状況が全く違うのが現実でガイドラインを出せなかったのが実情かと考えている。そうした中で、多摩市としても、今、委員が言われたように、さまざまな使い道、ハードだけではない使い道ができないかということで、今回対応させていただく基金は、緑化基金を改定して積んでいきたいと考えている。今ほかの自治体の状況で言うと、公共施設系に使うだけであれば公共施設等整備基金そのものに積むという方法があるが、今回それを取らずに多摩市としてはソフト事業あるいは今後可能になる可能性があるようなソフト事業もあるので、そういった拡大がされたときにも公共施設にも使えるし、またソフト事業にも使えるようにということで、今の緑化基金をもう少し広い環境的な基金に改定して積むことで幅広く対応していきたいと考えている。その辺の各自治体の積み上がりというか、広がった段階でより効果的に使えればと考えている。現在は始まりということで、とりあえずこういった

対応をさせていただければと思っている。

板橋委員 譲与税のシミュレーションが毎年どんどん上がっていくと、本則になると1,900万円と、この根拠はどういった根拠でこういった予測がされているのか。

磯貝財政課長 こちらの制度設計であるが、先ほど市民税の年割1人1,000円というのがあったが、それを全体で国に納めた後に、1割は都道府県に、残りの9割が市町村に配分されるようになる。その10分の9割分の配分方法が、半分はその自治体の私有林の面積、2割が林業就業者数、残り3割が人口で案分となっている。多摩市の場合は森林の関係は連光寺に若干あるだけでほぼない。林業就業者数もほぼおられない中では、人口割で入ってくるのがこれぐらいの金額になる。どんどんふえていくのは、この税自体は令和6年度からの徴収となっている。今年度から令和5年度までについては、国の会計の中で一旦借入れを行って市町村に配分する。令和6年度から税を徴収するようになって、一部を今まで借りた分の返済に回して、残りの分をまた配分するようになるので、それが借金の返済まで終わって丸々徴収した分を配分するようになるのが令和15年度からになるということである。14年間ぐらい過渡期になるような制度設計になっている。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて11番、多摩市公契約条例に係る審議の状況等について、市側の説明を求める。

渡邊総務部長 それでは、本年度の多摩市公契約条例にかかわる審議の今の進捗状況について担当課長から報告をいたさせるのでよろしくお願いします。

櫻田総務契約課長 それでは、多摩市公契約条例の審議に係る状況についてということで、今年度の公契約審議会での審議状況についてご報告をさせていただく。

まず1番目、令和元年度多摩市公契約審議会の開催状況についてということで、第1回から第5回まで計画どおり5回開催する予定で現在進んでいる。実際には1回目5月28日、2回目7月2日、3回目8月30日と予定どおり開催させていただいている。

その内容としては、公契約条例の状況についての検証ということでアンケートの実施、平成30年度の公契約審議会からの答申を受けた課題の改善についての確認、令和元年度の公契約対象案件の状況確認という形で1回目をさせていただいた。

2回目に、労務報酬下限額の考え方を審議会委員の中で確認し合っている。

3回目も同様に労務報酬下限額の考え方と適用労働者の範囲ということで確認をさせていただいている。

4回目が10月上旬ということでこちらは予定しているが、昨日日にちが決定して、10月2日開催することに決定した。その内容としては、前3回までの内容を踏まえた令和2年度における労務報酬下限額の設定を話し合うことと、令和2年度公契約条例の運用に向けた基本的な考え方、この内容を踏まえて審議会での答申書その1をこちらで決定するまで4回目に対応したいということで今進めている。

5回目が1月上旬を予定しており、令和2年度公契約対象案件・今後の課題等についての内容を確認し合うことと、それを受けての答申書（その2）に向けて1月に対応していくということでスケジュールと状況を確認しているところである。

2番目の多摩市公契約審議会での主な検討課題と現在の検討状況についてご報告させていただく。課題としては、以前から大きく5つの課題に分けて審議会では話し合いをさせていただいている。

その中で、まず1番目の課題として、労務台帳の改善が課題になっている。こちらについては、ここ数年一つずつ事業者の声を聞きながら台帳についての軽減という形で要望を聞きながら台帳の整理をさせていただいている。アンケートからの対応としては、おおむね改善ができており、毎年やっている事業者においては順調にできているというお声もいただいております。大分課題としては整理できているかと考えている。ただ、一部の声として、労務台帳を廃止してくれないかという声もあるので、そういった声においては確認ができていない唯一のデータでもあることから、事業者の負担にならないような形での改善を検討しながら、今後も検討していこうと



ということで審議会の中では話し合いをしているところである。

課題2としては、労務報酬下限額の考え方が毎回の議論という形で大きな話し合いの中の一つとなっている。まず工事のところにおいては、工事案件では熟練労働者と熟練労働者以外の労務報酬下限額の設定ということで考えており、まず1つ目の熟練労働者においては、現状どおり公共工事設計労務単価の90%とする方向でおおむねいいのではないかとということで、1回目から3回目では、審議会の委員の中で内容として確認し合っているところである。熟練労働者以外については、過去の経過が平成29年度、平成30年度においては、公共工事設計労務単価の上昇率に自動的に連動するというのは、ここ近年の市場の賃金実態等を踏まえて急激な増加の中ではなかなか厳しいところから、一定の多摩市地域の求人市場相場等を鑑みて、おおむね1,000円ということで平成29年度、平成30年度は設定していた。平成31年度においては、考え方は同様としながらも、金額を少し挙げた1,045円ということで改定させていただいているところである。令和2年度の労務報酬下限額の設定に向けては、引き続き考え方を整理しながら検討をするということで、今話し合いを進めているところである。

委託・指定管理については、業種・職種など個別に労務報酬下限額を設定しているものと、それら以外の業種・職種の共通の労務報酬下限額という形で大きく2つに分けて設定をしているところである。まずは個別に労務報酬下限額を設定しているものにおいては、業務の質の確保の観点から業務の内容に応じた複数の業種・職種ごとに個別の労務報酬下限額を平成28年度から設定しているところである。その中で、その際に毎年度所管課と事業者との意見を聴取し審議会にその意見を反映しながら個別に労務報酬下限額の設定という形でさせていただき、バランスも踏まえた形で決定しているところである。令和2年度も労務報酬下限額の設定においては引き続き所管部署と事業者の意見を踏まえながら検討して金額設定を進めている状況である。

個別に労務報酬下限額設定を行っているもの以外の労務報酬下限額については、過去平成29年度から東京都の最低賃金の動向を踏まえて市民の

安全の質の確保、激変緩和の総合的な見地から労務報酬下限額を設定してきた。平成29年度は962円、平成30年度は990円、平成31年度今年度については1,018円で下限額を設定しているところである。来年度・令和2年度の労務報酬下限額の設定についても同様の考え方、東京都の最低賃金の動向も踏まえながら検討していこうということで意見がまとまっているところである。金額については、次回になるかと思う。

課題の3番になる。公契約条例の適応労働者の範囲である。こちらにおいては、指定業務委託に従事している60歳以上の労働者を公契約条例の労務報酬下限額の適用の対象外としている。これについては多摩市の特徴でもある。それは60歳以上の労働者の労務報酬下限額を適用してしまうと、雇用の機会が減少するおそれがあるという危惧からこういった形で多摩市の特徴として定めているものである。簡単に言うと、同じ賃金を払うのであれば若い労働者を雇おうという形で考える事業者もいることから、一部の声の内容も聞きながら以前公契約条例をつくった際に多摩市の特徴でもあって、いい特徴だということから、下限額の設定については対象外にしていくという流れで今現在も進んでいるところである。今年度においても、受注している事業者から60歳以上の労働者の雇用状況、60歳以上の労働者に労務報酬下限額を適用することに対する是非、適用した場合の雇用機会に与える影響を聴取しながら、結果も踏まえて60歳以上の労働者の労務報酬下限額の適用について慎重に検討を進めていこうということに今現在なっている。

課題4、落札率と労務報酬下限額の関係の検討についてである。こちらにおいては、労務報酬下限額の遵守が可能な最低価格の設定が必要であるが、入札制度に関する検討については公契約審議会において所掌事務の範囲を越えていることから、審議会から答申の際に意見の具申という程度にとどめておく。ただ、労務報酬下限額を遵守しながら落札率も密接な関係があることから、今後も推移を確認していこうということに審議会の委員の中ではなっているところである。

課題の5番目、公契約条例の周知方法について。こちらについては、掲示用ポスター、チラシ等、ここ数年に最新のポスターもつくる等しながら、

市民向け、労働者向けの内容で周知を図っているところである。こちらも今後適切に対応できるように周知方法を工夫しながら今後も努めていくよう考えて対応していこうということで進んでいるところである。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

あらたに委員 掲示用ポスターやチラシの作成、これは今まではやっていないのか。

櫻田総務契約課長 今までもチラシを作成し、あと市公式ホームページにもそのチラシを載せるなどして、チラシを配布している。また、事業者から直接労働者に対してチラシを配るように、またポスターも張るような形でこちらの総務契約課から対象としている案件の対象事業者に対しては伝えているところである。ポスターも昨年新しく大きなポスターという形でつくらせていただいて、今度は市民向けにもつくらせていただいたので、そういった形で毎年少しずつ改善している状況である。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

渡邊総務部長 資料にはないが、口頭でご報告をさせていただければと思っている。1点目が、弁護士資格を有する契約付き職員の採用についてである。一度2名体制になったが、その後1名が退職をし、1名の状態であった。ここで1名採用が決まり、10月1日から上村能克と言う者が総務部の副参事という形で着任する予定になっているのでよろしく願います。

また、8月31日、9月1日と暑い中、合同防災訓練に皆様もご出席いただいて本当にありがとうございます。御礼を一言述べさせていただきます。

あらたに委員 台風の被害について今わかっている範囲で教えてほしい。

渡邊総務部長 台風の被害の関係であるが、当日1時間おくらせていただいたということで、市長からも発言の中でお話をさせていただいたが、約20カ所で街路樹を中心に倒木があった。今公園を順次見回りしながら清掃または倒木についての対応をしているような状況である。現状としては今そこまで、あと防災安全課から全庁に向けて、公共施設等での被害がなかったかどうか、今文書を発出して調べている状況である。大きく何か壊れてすぐ対応しなければならないような公共施設的なものがあるかというところは今

入ってきていない状況である。

あらたに委員　あと市民の車を壊してしまったとか、後々保険適用になるのだろうが、そういったような事故はなかったのかだけ確認させてほしい。

渡邊総務部長　総務部で保険の関係も今所掌しているが、こちらのほうに直接入ってきているものは今のところない。

折戸委員　千葉県では停電ですごいことになっていて、まだ完全に復旧していないところがあるが、多摩市で聞いたところエレベーターがとまって上がったりにするのにも大変だったが、そういうことのも多摩市での状況は把握しているのか。

渡邊総務部長　多摩市で把握できたのは、南野2丁目に関しては倒木が電線等に寄りかかっているというところで、それらを処分するのに一時的に停電させて電気を切らなければならないということで、瞬断よりも長い時間その部分については停電があったと聞いている。

しのづか委員　これ所管にまだ言っていないが、多摩大学から聖ヶ丘小学校の次の馬引沢に行く信号までの間の区間で、街路灯が消えていた。あそこから先の聖ヶ丘2丁目に行くとき街路灯がついていて、あそこだけが真っ暗というのがおとといの晩だった。これ復旧したのかと思うが、きのうチェックはしなかったもので、確認してほしい。

渡邊総務部長　所掌課に確認させてもらいたいと思う。

板橋委員　台風の明くる日は本当に風が強かったから木の小枝が道路にバーッと広がっていて、私、貝取山を越えてくるのだが、本当にあそこは非常に木の枝が散らばっていて、これで多摩市中を道路掃除するのは大変だなと思って明くる日見たら、道路はきれいになっていた。そういう対策は非常に機敏にやられているようであるが、具体的などのような形でやっているのか。

渡邊総務部長　道路所管ではないので具体的なことは言えないが、都道のああいうところは東京都の道路公社等があるので、そういうところで車で一遍にやられているのだろうと思う。公園緑地課、また道路交通課も、台風の来る前の晩から詰めており、何か対応があればということで防災安全課も皆泊まって対応してきたような状況もあるので、朝からパトロールしながら必要なところに対しては多摩市建設協力会にもお願いして対応してきたところだ

と聞いている。

松田委員長       ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

松田委員長       質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて12番、「窓口業務の見直し方針」に基づく、令和元年9月からの  
取り組み状況について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長   それでは、「窓口業務の見直し方針」に基づく、令和元年9月からの取  
り組み状況についてご報告をさせていただきたいと思う。お手元の資料を  
ごらんいただければと思う。

市民サービス向上と窓口業務の改善に向けて平成30年3月に「窓口業  
務の見直し方針」を定めたところである。令和元年の9月から第2段階の  
取り組みをスタートさせたので、その状況について報告をさせていただく。  
1番と3番については市民課長、2番については納税課長からご報告をさ  
せていただくのでよろしく願います。

片岡市民課長       では、まず1番、取り組み内容について簡単に申し上げる。9月から新  
しい体制が始まるということで、8月のこちらは多摩センター駅出張所の  
土曜日住民異動受付の終了日、それからベルブ永山証明書発行サービスコ  
ーナーなど、いろいろこのところで閉じるものは閉じる、縮めるものは  
縮めるということを行った。そして9月1日午前0時からスマートフォン  
決済アプリ「P a y B（ペイビー）」の導入を開始して、そしてコンビニ交  
付が6時半から始まった。さらに、9月2日から本庁の機械警備と1階売  
店において、コンビニと同様の収納代行サービスを開始している。以上の  
ことを特に混乱もなく開始している。そして、今週の土曜日が土曜開庁初  
日である。そして月末の29日が日曜開庁初日で、日曜日は市民課と納税  
課、保険年金課で行う。

岩本納税課長       スマートフォン決済アプリ「P a y B（ペイビー）」の導入についてご説  
明をさせていただく。納税者の利便性向上や確実な徴収につなげるために、  
収納方法の多角化として、今月1日よりスマートフォンを利用した電子決  
済アプリP a y B（ペイビー）を導入した。

概要についてであるが、P a y B（ペイビー）はスマートフォンアプリ

で納付書のバーコードを読み取ることで、アプリに登録した金融機関口座から、即時の口座引き落としにより簡単に市税等を納付できる決済サービスである。納期限内であれば市役所や金融機関に行かずに納付できるようになった。

対象税目と料金である。納税課で扱っている市・都民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税のほかに、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料での利用が可能となっている。

利用できる金融機関であるが、みずほ銀行、三菱UFJ銀行など34の銀行で利用が可能となっている。

利用方法については、①スマートフォンやタブレット端末に対象となる金融機関の専用アプリをダウンロードする。②ダウンロードしたアプリを起動し、必要な情報を登録し事前登録を行う。③支払時にアプリを起動し、納付書に記載のバーコードをスキャンする。④読み取り内容を確認し、支払い用の暗証番号を入力して、事前に登録した口座から支払いを行う。以上のような形になっている。

片岡市民課長 では、3番、次のページを説明する。コンビニ交付の実施状況で、わずか10日間であるから分析というほどのものはないが、その10日間の傾向について説明する。

まず表1は、毎日の種別。住民票の写しと印鑑登録証明書をこのような感じで発行している。そして、市内、市外、あとは下のほうの説明に移る。コンビニ交付を利用できるのは朝6時30分から夜23時までであるが、大体土日の利用のほうが多目かなというところである。平均で平日14.3件、土日が18.7件、そして時間帯で大体朝の6時30分から夜の10時まで、さすがに10時以降の利用は今のところないが、幅広い時間で利用されていて、特に多く利用されているのが7時30分から8時までと、10時30分から11時まで、あと夕方の18時から18時30分までが目立った。

証明書の種類については、グラフ1のとおりであるが、印鑑登録証明書4対住民票の写し6、これは全体の発行件数と大体同じ割合である。

交付場所に関しては、このグラフ2のとおり2割が市外である。市外で

は品川区、港区、新宿区、国立市、稲城市などで利用されており、これは上の時間帯とも組み合わせると、仕事の行き帰りや外出したときなどに寄ってというパターンかと思われる。あと市内では多摩センターや聖蹟桜ヶ丘駅には出張所があるのだが、すぐ近くのコンビニでも利用されているし、あと永山駅の周辺ではセブンイレブン、小田急マルシェ永山店、ローソン多摩永山店で取得されていた。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

藤條委員 コンビニ交付の数であるが、これは市民課の窓口を含めると何%くらいなのかわかるか。

片岡市民課長 これは全体の1%に当たる。大体コンビニ交付を開始して1年ぐらいいどこも1%~3%ぐらいで、それが徐々にじわじわふえていくというのが定番のパターンであるので、10日で1%というのは想定以上に行っているなという感触である。

藤條委員 これから後も市民に周知していただいて割合をふやしていただければと思う。あとP a y B（ペイビー）であるが、要は納期限内であればP a y B（ペイビー）を使えると思うが、期限が過ぎてしまうとこれはできなくなってしまふということだったと思うが、納付期限を過ぎてはがきを送付される方は何%くらいなのか。

岩本納税課長 納期限を過ぎてからというのは、恐らく督促状や催告という話かと思うが、今手元に資料を持ってこなかったもので、申しわけない。

藤條委員 オレンジ色の封筒であるが、私もたまにいただいてしまうので気をつける。あとよく子連れのお母さんが子どもの手を引いて来たりするが、結局書類や申請をやっている間、お子さんをずっと見てられないではないか。その書いている間に、1人くらいだったら何とかなるかもしれないが、2人だともう收拾がつかなくなったりするので、この間一緒におばあちゃんのような人が来られたので、おばあちゃんと一緒に来られたのかと思ったら、よく聞いたら不動産屋の方で、そういうところまで一緒についてきて一緒に回らないとやはり申請ができない事情の方も結構おられるようなので、そういったコンシェルジュのような方がもしあれば市民サービスの向上にもなるかと思う。今後の課題にしていきたい。

鈴木市民経済部長 今のお話は、ここで作った窓口のチェックシートが、まさに今、委員が言われた部分の解決をしていくための第一歩ということで作らせていただいたところである。そのチェックシートの次のところはまた今後の中で考えていきたいと思うが、当面はチェックシートを活用させていただきながらできるだけ市民の方が戸惑うことなく窓口手続できるように進めていきたいと思う。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて13番、特定生産緑地の指定の進捗状況について、市側の説明を求めらる。

鈴木市民経済部長 特定生産緑地の指定の進捗状況についてご報告をさせていただくところである。こちらについては、この8月に、令和4年から制度としてスタートする特定生産緑地制度の実際の指定手続に関する説明会等を行わせていただくので、そちらの状況等についてご説明申し上げる。詳細は経済観光課長からご説明をさせていただく。

宮崎経済観光課長 それでは、特定生産緑地の指定の進捗状況について説明する。平成30年4月1日に生産緑地法が改正されて、生産緑地に対して市長が所有者の意向をもとに特定生産緑地に指定できるようになった。多摩市においては令和4年に8割以上の生産緑地が申出基準日を迎えることを踏まえ、令和2年度から指定を開始すべく、生産緑地の所有者をはじめとする農地等利害関係人を対象に、昨年度特定生産緑地制度等の概要についての説明会を開催した。今年度は指定手続についての説明会を開催している。特定生産緑地の指定に関する取り組みについては、課税課・経済観光課・都市計画課3課合同で行っている。

下の表をごらん願う。今年度は7月31日に特定生産緑地指定基準の制定をした。そして8月1日・9日・19日に特定生産緑地の指定手続の説明会を開催している。

2番目の指定手続の説明会であるが、(2)の内容についてごらん願う。特定生産緑地制度の概要、固定資産税、都市計画税について、そして指定



要件、指定の申請方法、都市農地の貸借についてという内容で説明会を開催したものである。

次のページをごらん願う。説明会の結果であるが、第1回は8月1日に行い、57人の出席。第2回は8月9日に開催して27人、第3回は8月19日開催、34人の出席ということである。こちらは少し訂正があり、「第2回までの合計」となっているが「第3回までの合計」という形になっているので訂正をお願いする。そして延べ出席者が118人で、所有者の出席は115人中の104人という形になっている。11名の方が出席されていない。その分について、内4名の方については既に生産緑地の解除の手续等が進められているので、残り7名の方に対して昨日都市計画課で電話連絡と書類等を送ったということで聞いている。

そして、3番目の今後の予定である。指定手続の流れであるが、今年度ことしの12月に市から所有者に特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書を送付する。こちらが申請書になる。そして、所有者が農地等利害関係人の同意を取って、市へ「特定生産緑地指定申請兼農地等利害関係人同意確認書」等を1月から4月の間に送っていただくような形になる。市では、11月までに都市計画審議会で審査を行うような形となっている。そして来年の12月には指定の公示及び農地等利害関係人へ通知するような流れとなっている。

(2)は令和10年度までの予定で、現在生産緑地地区に指定された年度、平成4年に生産緑地に指定された土地について令和4年に期限を迎えるというところで、令和2年、令和3年で指定の申請の受け付けをすることで、生産緑地に指定された年度によって毎年度1年度ずれているというような指定の申請手続になる。

松田委員長  
安斉委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

特定生産緑地の指定の手続が始まるということであるが、やはり具体的にはその農地の保有者の中に農業を継ぐ方がおられないと、この制度もなかなか難しいのかなと思うが、たしか説明会は家族を含めて参加されたところもあったと思うが、こういう制度になってよかったと思って頑張っていられる方もあるかもしれないが、実際どのような状況があるのか、個人

情報にさわらないような範疇で、農家の方の気持ちがわかれば。

宮崎経済観光課長 今状況というところであるが、11名の方が説明会に出席されていないというところで、死亡だったり、その他故障だったりということで現在4名の方は後継者もないということで生産緑地を手放すような形となっている。それ以外にあと2名の方は生産緑地に乗らないという意向があるようであるが、それ以外の方は特にそういった話は聞いていないので、今のところだと乗る方向の方が多数だと私は考える。

安斉委員 せっかく生産緑地を守るという意味もあってできた制度であるので、できれば本当にうまくいってくれればと思う。それから、今回は多分いわゆるその農家の持ち主ではなく、それを借りて農業をやっているということにもなっていると思うが、そのあたりについて少し希望が見えるのか見えないのか。

宮崎経済観光課長 説明会の中でも、先ほどご説明をしたとおり内容のところ、経済観光課からは、都市農地の貸借に関する新たな制度ができたので、そちらの説明はさせていただいている。ただ、やはり後継者がいなくて貸借というのは、ずっと借りてくれるとは限らないところもあるので、いつか返ってくるという前提で貸すという中では、やはりある程度の後継者なりみずから少しはやっていくような意向がある方でないと、この制度はなかなか使えないかなというところはある。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて14番、プレミアム付商品券事業の状況について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、プレミアム付商品券事業の状況についてご報告をさせていただく。6月の総務常任委員会でもご報告させていただいたが、プレミアム付商品券事業の現在の実施状況についてご報告をさせていただければというところである。本日対象者の状況、商品券の販売場所、取り扱い店舗、スケジュール等についてご報告させていただければと思う。詳細については、プレミアム付商品券担当課長からご説明をさせていただく。

伊野プレミアム付商品券担当課長 それでは、資料をごらん願う。1番目、対象者の状況である。6月の報告では住民税非課税者についておよそ2万2,000人、3歳未満の子はおよそ3,400人と想定していた。非課税者については、7月末時点の住民記録・課税データより対象者は2万948人、1万5,447世帯となり、8月5日及び14日に非課税のお知らせ及び商品券引きかえ券申請書を送付した。商品券引換券の申請状況は8月28日現在4,331人(3,101世帯)である。また、最新の状況であるが、9月6日現在になる。対象者数は2万1,264人、1万5,738世帯、こちら8月末の住民記録課税データより抽出したもので、対象者数については300人強ふえている。申請者数は9月6日現在5,051人、3,613世帯、申請率は23.8%になっている。申請者数は臨時福祉給付金の同時期と比較しておよそ3分の1であり、多摩市だけではなく他市も低い状況になっている。申請率が低い理由は、取り扱い店舗がわからない、多摩市では市公式ホームページに掲載している。今回ごらんになっているチラシであるが、それがここで今刷り上がったというところで、この辺はこれからPRしていきたいと思う。あとプレミアムがあるとはいえ自己負担が必要なため、申請をためらっている人がいると考えている。

(2)の3歳未満の子の世帯主のところである。こちらの子どもの人数については、平成28年4月2日から令和元年7月31日までに生まれた子は3,340人、8月1日から9月30日までに生まれる子はおよそ160人と見込んで、合わせて3,500人前後と推計している。

2番目の商品券の販売所である。商品券販売所及び発売時間は記載のとおりである。6月の報告では聖蹟桜ヶ丘駅、永山駅、多摩センター駅周辺から最低1カ所、全部で3～5カ所程度とし、それぞれの駅周辺の複数の店舗と交渉したが、商品券の管理が難しいなどの理由により、京王ストア桜ヶ丘店以外の各店舗は辞退された。このことから、郵便局は近隣市の多くの販売所としていること、東京26市の中のおよそ4分の3になっているというようなところから、京王ストア桜ヶ丘店及び市内全郵便局に決定した。

3番目の商品券の取り扱い店舗である。商品券の取扱店舗は、当初7月

末までの募集期間としたが、8月15日まで延長して、ちょうど500店舗になった。平成27年度のプレミアム付商品券の店舗数が496店舗であるので、ほぼ同じ状況になっている。内訳は次ページのとおりであり、また本日配付した一覧になっている。多少特色的なことをお話しすると、京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター及びココリア多摩センターでは多くの店舗が取り扱うことになっている。スーパーは市内のほとんどが取り扱うことになっている。また、業種のほうでは、飲食店及び衣料・身の回り品取扱店舗が多いのは京王聖蹟桜ヶ丘ショッピングセンター及びココリア多摩センター内に飲食及び衣料関係の店が多いことによる。あと旅館・ホテルが5となっているが、こちらは京王プラザホテル多摩内の飲食店5店であり、店舗の希望によって業種は旅館・ホテルとなっている。

次、4番目、今後の予定である。9月30日以降対象市民の方、非課税申請者の方、3歳未満の子の世帯主の方については商品券引換券及びこちらのチラシ、取扱店舗などを送付して、10月1日から商品券の販売、各店舗で取り扱いを開始する。商品券の販売期間及び取り扱い期間は6月に報告したとおり、商品券の販売は来年2月14日まで、商品券を使用させていただくのは2月29日までとなっている。換金業務も含めて3月末までに事務を終わらせる予定にしている。

最後、チラシを見ていただきたいが、チラシのところにこちらの商品券の見本が小さいが印刷されている。こちらは今回プレミアム付商品券のデザインとなっており、健幸マークをいれてというようなどころになっている。

松田委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

折戸委員 2点だけ教えてほしい。この商品券の販売所を受けるのは非常に管理が難しいということだったが、その販売所に置く場合、置き賃はどのくらいなのか。枚数によって違いがあるとしたらそれが一つと、もう一つは、商品券を持ってきて、500店舗ぐらいあるが、そうした場合の決済の仕方である。例えばこれから始まっていくと、9月なら9月に持ってきた部分をすぐ金にできるのかどうか、そういうことはどうなのか教えてほしい。

伊野プレミアム付商品券担当課長 商品券販売所への取扱料金であるが、1冊販売するご

とに60円以内というところでお示した。あと換金の決済であるが、こちらの決済はすべて委託業者のJTBが行って、月2回締めで店舗から商品券を送って、その締めたときから1カ月以内に口座に振りかえるような形の仕組みになっている。だから、10回か11回程度換金は行う予定である。

藤條委員 今後の予定のところでは29日が使用期限で、31日が商品券の換金終了となっているが、使えなかった商品券はこの2日間の間で換金できるのか。

伊野プレミアム付商品券担当課長 市民の方で商品券を購入された方は、2月29日までに使わないといけないようなところになる。こちらのほうでは使わなかったとしても払い戻しはできない仕組みになっている。店舗のほうは今度商品券で購入した分の換金は、2月29日まで市民の方が使うので、3月6日までに店舗が指定のJTBに送って、その換金が3月末までに店舗の口座に振り込んでいくような仕組みになっている。

藤條委員 わかった。だが、これだけキャッシュレス決済を推奨しているにもかかわらず、逆行しているような感じがしなくもない。店舗にもそれほどメリットというか、決済の入ってくるタイミングもおくれるわけであるから、やっているほうもあまりメリットがないのかなど。これによって消費が底上げされればいいのだが。購入された数もまだ申し込みベースで4分の1ということで、余ったらどうするのか。

伊野プレミアム付商品券担当課長 今回は国の補助金に基づいてやっているのだから、余った金については国に返還するような形になる。

あらたに委員 意外だったのは、大手コンビニチェーンが1社だけしか手を挙げていないことで、これはその店というよりは本部の決済でそうなっているのか。

伊野プレミアム付商品券担当課長 コンビニが、あるコンビニはほとんど入っているが、コンビニによっては全く入っていないものも実はある。そのあたりはどういう理由でなのか、こちらでも正直わからない。

藤條委員 おつりは出ないのか。500円以上買い物をしていないといけないのか。

伊野プレミアム付商品券担当課長 商品券の見本に書いてあるとおり、おつりは出ない。

松田委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

松田委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。  
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

---

午後 2時43分 再開

松田委員長 休憩前に引き続き会議を開く。  
委員会を再開する。  
以上で本日の日程はすべて終了した。  
これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 2時43分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の  
規定によりここに署名する。

総務常任委員長            松田 だいすけ